目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

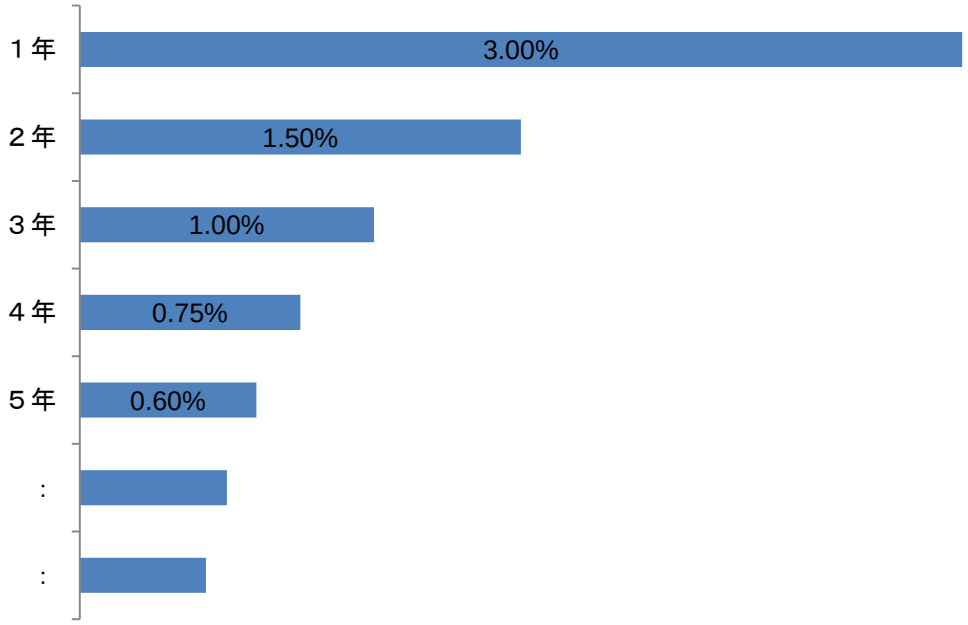

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

追加型投信／海外／株式

BLACKROCK®

投資信託説明書（交付目論見書）　2019年10月3日

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

当ファンドは2019年12月24日をもって信託を終了（繰上償還）することを予定として、異議申立手続きを行なっております。ご購入に際しては、後述の「追加的記載事項」をお読みいただき、十分にご理解いただいた上でお申込くださいますようお願い申し上げます。

■ブラックロック拡大欧州株式ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2019年6月28日に関東財務局長に提出しており、2019年6月29日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を2019年10月2日に関東財務局長に提出しております。

■当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）については、委託会社のホームページにて閲覧いただけます。また、投資信託説明書（請求目論見書）は、ご請求に応じて販売会社を通じて交付いたします。なお、ご請求いただいた場合には、その旨をご自身で記録をしておいてください。

■当ファンドの投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。

■商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産（投資信託証券（株式））	年2回	欧州 エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）にてご覧いただけます。

委託会社（ファンドの運用の指図を行なう者）

ブラックロック・ジャパン株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第375号

設立年月日：1988年3月11日　資本金：31億2,000万円　運用する投資信託財産の合計純資産総額：8兆43億円（2019年4月26日現在）

<当ファンドの詳細情報の照会先>
当ファンドの詳細情報については、以下にお問い合わせください。
電話番号：03-6703-4300（受付時間　営業日の9：00～17：00）　ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行なう者 ）

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

ファンドの特色

1 新興ヨーロッパ諸国等の株式に投資します。

主として、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国（以下「新興ヨーロッパ諸国等」といいます。）の株式（同地域において重要な事業展開を行なっていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）を主要な投資対象とするブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

投資対象となる主な新興ヨーロッパ諸国（2019年4月末現在）

ロシア、トルコ、ハンガリー、ポーランド、ウクライナ、カザフスタン、ギリシャ等

※ 投資対象国は、今後変更になる可能性があります。上記は主な投資対象国であり、投資対象国全てを示すものではなく、また上記全ての国の株式に投資を行なうことを示すものではありません。詳細は投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。

新興ヨーロッパ諸国等の魅力

○拡大するEU（欧州連合）経済圏

ポーランド、チェコ、ハンガリー等の加盟国はEU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。

○期待される高成長

新興ヨーロッパ諸国等は、下記のような要因により先進国と比較してより経済成長が期待できる地域であり、魅力的な投資対象地域であると考えます。

○新興ヨーロッパ諸国等の成長要因

拡大	EU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。
経済自由化	社会主義時代に構築された経済発展の基盤となる社会インフラを備えています。更に、教育水準が相対的に高く、低水準の賃金で質の高い労働力が経済発展を牽引していくと考えます。
豊富な天然資源	ロシアは、天然ガス、石炭、石油等の天然資源に恵まれた資源国です。新興国の発展により、今後もエネルギー需要の増加が予想され、ロシア経済もその恩恵を受け、成長が期待されます。

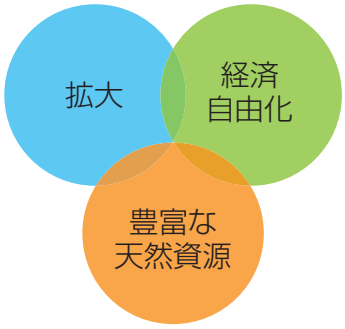

2 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドは、ブラックロック・グループが運用する「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド*1」および「BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド*2」に投資します。
「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド*1」を主要投資対象ファンドとし、その組入比率を高位に保ちます。

*1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ　エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラスJ投資証券」です。
*2 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ　ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」です。
※ 投資対象ファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行なうことがあります。

3 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行ないません。

主要投資対象ファンドの概要

ファンド名	BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド
形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	純資産総額の70%以上を新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行なっていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。
設定日	1995年12月29日
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

運用プロセス

主要投資対象ファンドである「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド」の運用プロセス

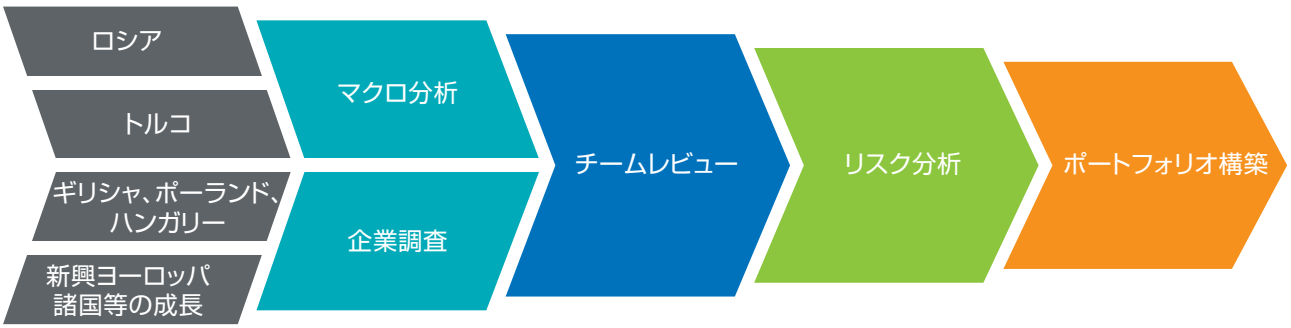

※ 主要投資対象ファンドの運用プロセスは、変更となる場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

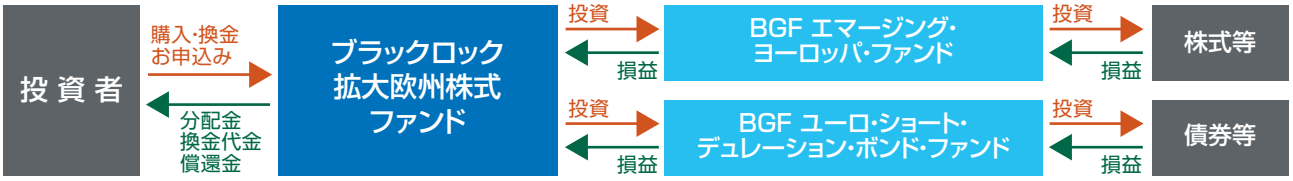

主な投資制限

- 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

年2回の毎決算時(4月1日および10月1日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

- 経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向等によっては分配を行なわないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

■ 株価変動リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国の株式（同地域において重要な事業展開を行なっていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）を主要投資対象とします。したがって、新興ヨーロッパ諸国等の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営･財務状況に応じて、組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行ないません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行ないます。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ カントリー･リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主としてエマージング（新興）市場の発行体が発行する株式に投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的･経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治･経済事情、通貨･資本規制等の要因により、大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ 債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物･オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

◆収益分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測･分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2014年5月～2019年4月）

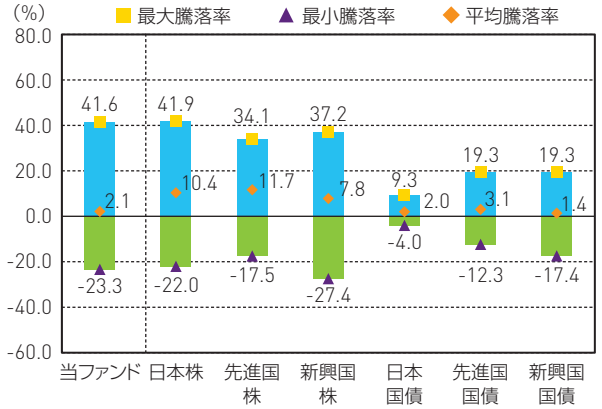

※上記グラフは、2014年5月～2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均･最大･最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2014年5月～2019年4月）

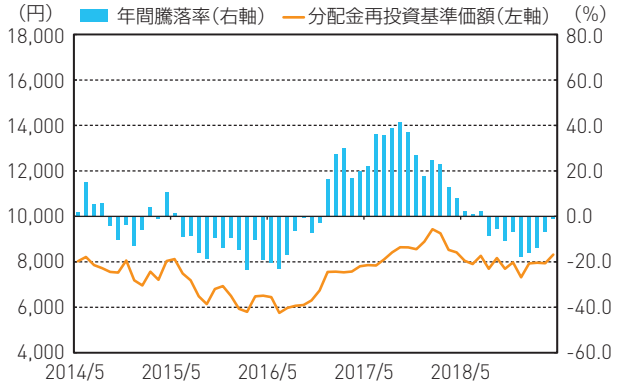

※上記グラフは、2014年5月～2019年4月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※各資産クラスの指数
日本株……東証株価指数（配当込み）
先進国株……MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング･マーケッツ･インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国国債…J.P.モルガン･ガバメント･ボンド･インデックス－エマージング･マーケッツ･グローバル･ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>
東証株価指数（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、（株）東京証券取引所が有しています。（株）東京証券取引所は、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数（配当込み）の算出もしくは公表の停止または東証株価指数（配当込み）の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング･マーケッツ･インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング･マーケッツ･インデックス（配当込み、円ベース）は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック･ジャパン株式会社の事業活動･サービスに関し一切責任を負いません。
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
J.P.モルガン･ガバメント･ボンド･インデックス－エマージング･マーケッツ･グローバル･ディバーシファイド（円ベース）は、J.P.モルガン･セキュリティーズ･エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン･セキュリティーズ･エルエルシーに帰属しています。

運用実績

2019年4月26日現在

基準価額・純資産の推移

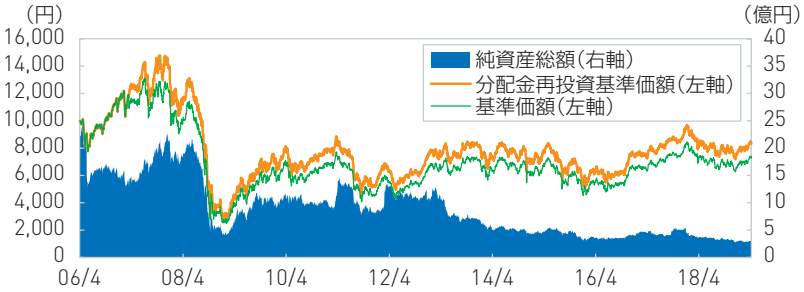

※ 基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

設定来累計		1,600円
第22期	2017年4月	0円
第23期	2017年10月	0円
第24期	2018年4月	0円
第25期	2018年10月	0円
第26期	2019年4月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

※組入上位10銘柄、国別構成比率ならびに業種別構成比率の状況は、当ファンドの主要投資対象である「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド」の運用状況です。比率は「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド」の純資産総額に対する割合です。

資産構成比率

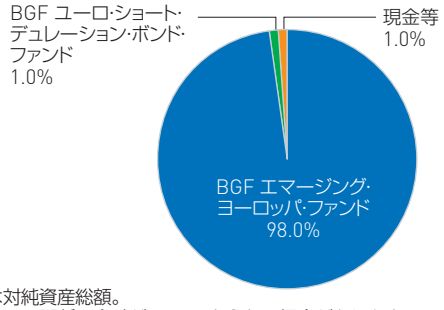

※比率は対純資産総額。
四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	比率
1	ガスプロム	10.2
2	ルクオイル	7.2
3	ズベルバンク・オブ・ロシア(ADR)	6.5
4	ノバテック	5.5
5	ロスネフチ	4.4
6	PKOバンク・ポルスキ	4.3
7	バンク・ペカオ	3.8
8	アリオル・バンク	3.2
9	ゲデオン・リヒター	3.1
10	ズベルバンク・オブ・ロシア	3.1

国別構成比率(%)

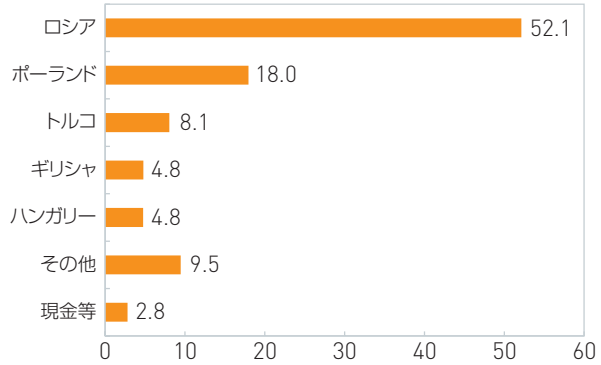

業種別構成比率(%)

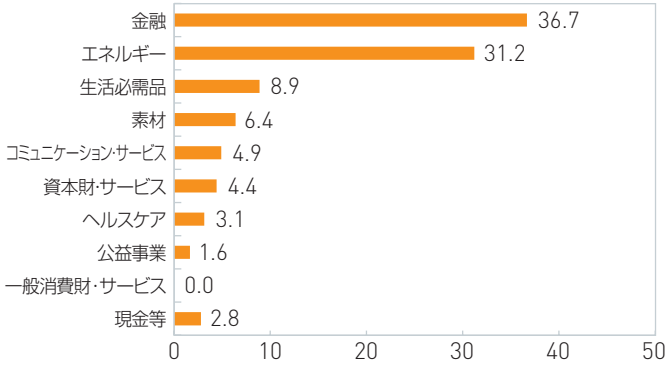

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※ 当ファンドにはベンチマークはありません。

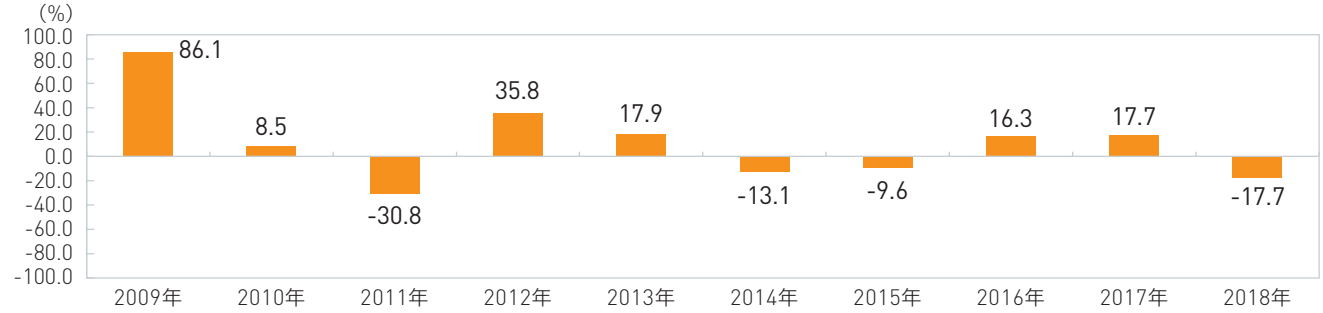

※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	分配金の受取方法により、一般コースと累積投資コースの2つのコースがあります。購入単位および取扱いコースは、販売会社によって異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	1口以上1口単位。換金単位は、販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに受付けたものを当日のお申込みとします。 ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2019年6月29日から2019年12月25日まで ※期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付不可日	ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入・換金は受付けません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の受付を中止・取消しする場合があります。
信託期間	無期限（設定日：2006年4月20日）
繰上償還	当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。
決算日	4月1日および10月1日（ただし休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 <累積投資コース>を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	信託金の限度額は5,000億円とします。
公告	投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除または益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				（各費用の詳細）
購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に3.24%*（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。 *消費税率が10%になった場合は、3.30%となります。			購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価
信託財産留保額	ありません。			—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				**（各費用の詳細）**
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に対して年2.16%*（税抜2.00%）の率を乗じて得た額 ※運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。 *消費税率が10%になった場合は、年2.20%となります。			運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	運用管理費用の配分	（委託会社）	年1.0584%*1（税抜0.98%）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価
		（販売会社）	年1.0584%*2（税抜0.98%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
		（受託会社）	年0.0432%*3（税抜0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	*1 消費税率が10%になった場合は、年1.078%となります。 *2 消費税率が10%になった場合は、年1.078%となります。 *3 消費税率が10%になった場合は、年0.044%となります。			
その他の費用・手数料	目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.108%*（税抜0.10%）を上限として、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。 ファンドの諸経費、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。 また、投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。 ※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。 *消費税率が10%になった場合は、年0.11%となります。			•ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等 •外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
※購入時手数料、運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

■ 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税されます。 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税されます。 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2019年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

＜信託終了(繰上償還)予定について＞

当ファンドについては、受益権の総口数が当該投資信託約款に定められた口数を下回っており、現在の純資産総額では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、投資信託約款の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、2019 年 12 月 24 日をもって信託を終了することを予定として、法令で定められた手続きを行なっております。

つきましては、当ファンドは 2019 年 10 月４日時点の受益者の皆様（2019 年 10 月２日までにご購入のお申込をなされた方を含みます。）を対象に信託終了（繰上償還）に係る異議申立を受け付け、2019 年 11 月 19 日にその可否を決定いたします。

異議を申立てた当ファンドの受益者の受益権の合計口数が異議申立基準日現在の当ファンドの受益権総口数の２分の 1 を超えない場合には、予定通り繰上償還を実施いたします。最終購入申込日は 2019 年 12 月 13 日、最終換金申込日は 2019 年 12 月 17 日となります。なお、最終購入申込日は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、異議を申立てた受益者の受益権の合計口数が２分の１を超えた場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行ないません。

異議申立の結果は、可決または否決いずれの場合でも、繰上償還の可否決定日の翌日（2019 年 11 月 20 日）以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス；www.blackrock.com/jp/

ご留意事項

繰上償還が決定した場合、本書「手続・手数料等　お申込みメモ」に記載する以下の項目については、内容が以下のとおりとなります。

購入の申込期間	2019 年６月 29 日から 2019 年 12 月 13 日まで
信託期間	2019 年 12 月 24 日まで（設定日：2006 年４月 20 日）

Memo

Memo

BLACKROCK®

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

追加型投信／海外／株式　　※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）
2019 年 10 月 3 日

※本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

１．ブラックロック拡大欧州株式ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2019年６月28日に関東財務局長に提出しており、2019年６月29日にその届出の効力が生じております。また、同法第７条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を2019年10月２日に関東財務局長に提出しております。

２．当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。

３．当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発行者名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役会長　井澤　吉幸
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

⑴【ファンドの名称】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

⑵【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、１口当り１円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「⑾振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

⑶【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

⑷【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

⑸【申込手数料】

①　購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.24％*（税抜3.00％）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては「⑻申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています　（以下同じ。）。

＊ 消費税率が10％になった場合は、3.30％となります。

②　分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの申込方法があります。「累積投資コース」の場合、分配金の再投資は無手数料とします。

⑹【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの申込方法があります。

取扱いを行なうコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2019年６月29日から2019年12月25日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を2019年12月13日までとし、2019年12月24日をもって信託を終了する予定です。詳しくは(12)【その他】をご覧ください。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの購入取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(9)【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに、購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行なわれる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

①　購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

②　日本以外の地域における発行

行ないません。

③　購入不可日

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。

④　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

⑤　繰上償還について

当ファンドについては、受益権の総口数が当該投資信託約款に定められた口数を下回っており、現在の純資産総額

では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、投資信託約款の規定に基づき信託終了日を繰り上げ、2019年12月24日をもって信託を終了することを予定として、法令で定められた手続きを行なっております。

つきましては、当ファンドは2019年10月４日時点の受益者の皆様（2019年10月２日までにご購入のお申込をなされた方を含みます。）を対象に信託終了（繰上償還）に係る異議申立を受け付け、2019年11月19日にその可否を決定いたします。

異議を申立てた当ファンドの受益者の受益権の合計口数が異議申立基準日現在の当ファンドの受益権総口数の２分の1を超えない場合には、予定通り繰上償還を実施いたします。最終購入申込日は2019年12月13日、最終換金申込日は2019年12月17日となります。なお、最終購入申込日は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、異議を申立てた受益者の受益権の合計口数が２分の１を超えた場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行ないません。

異議申立の結果は、可決または否決いずれの場合でも、繰上償還の可否決定日の翌日（2019年11月20日）以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス；www.blackrock.com/jp/

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① 「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／海外／株式に属しています。下記は、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 　一般 　大型株 　中小型株 債券 　一般 　公債 　社債 　その他債券 　クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式）） 資産複合 　資産配分固定型 　資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり （　　） なし

＜各分類および区分の定義＞

Ⅰ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

Ⅱ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年２回	目論見書または投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	欧州、エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域、エマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③　信託金の限度額は、5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④　ファンドの特色

ａ．新興ヨーロッパ諸国等の株式に投資します。

主として、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国（以下「新興ヨーロッパ諸国等」といいます。）の株式（同地域において重要な事業展開を行なっていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）を主要な投資対象とするブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

＜投資対象とする新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国（2019年４月末現在）＞

ロシア、トルコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ギリシャ、カザフスタン、ウクライナ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ベラルーシ、トルクメニスタン、クロアチア、スロベニア、スロバキア、セルビア、ルーマニア、ブルガリア、キプロス、ジョージア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、アルバニア、マケドニア、イスラエル、モロッコ、チュニジア、アルジェリア、エジプト、レバノンなど

※　投資対象国は、今後変更になる可能性があります。
　　また、上記は投資対象国であり、全ての国の株式に投資を行なうことを示すものではありません。

<u>新興ヨーロッパ諸国等の魅力</u>

○拡大するＥＵ（欧州連合）経済圏

ポーランド、チェコ、ハンガリー等の加盟国はＥＵ加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。

○期待される高成長

新興ヨーロッパ諸国等は、下記のような要因により先進国と比較してより経済成長が期待できる地域であり、魅力的な投資対象地域であると考えます。

○新興ヨーロッパ諸国等の成長要因

■拡大

ＥＵ加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。ＥＵ経済圏は今後さらに大きく拡大していくことが予想されます。

■経済自由化

社会主義時代に構築された経済発展の基盤となる社会インフラを備えています。更に、教育水準が相対的に高く、低水準の賃金で質の高い労働力が経済発展を牽引していくと考えます。

■豊富な天然資源

ロシアは、天然ガス、石炭、石油などの様々な天然資源に恵まれた資源国です。世界人口の増加と中国、インドなどの新興国の発展により、今後もエネルギー需要の増加が予想され、ロシア経済もその恩恵を受け、成長が期待されます。

ｂ．ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドは「ＢＧＦ エマージング・ヨーロッパ・ファンド*1」と「ＢＧＦユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド*2」に投資します。

＊１　正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人)　エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラスＪ投資証券」です。

＊２　正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人)　ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスＡ投資証券」です。

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、ＢＧＦエマージング・ヨーロッパ・ファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券）の投資比率を高位に保ちます。

※　投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。

ｃ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

(2)【ファンドの沿革】

2006年４月20日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2006年10月１日	ファンド名称を「メリルリンチ拡大欧州株式ファンド」から「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」に変更
2007年１月４日	投資信託振替制度への移行
2009年12月２日	ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

⑶【ファンドの仕組み】

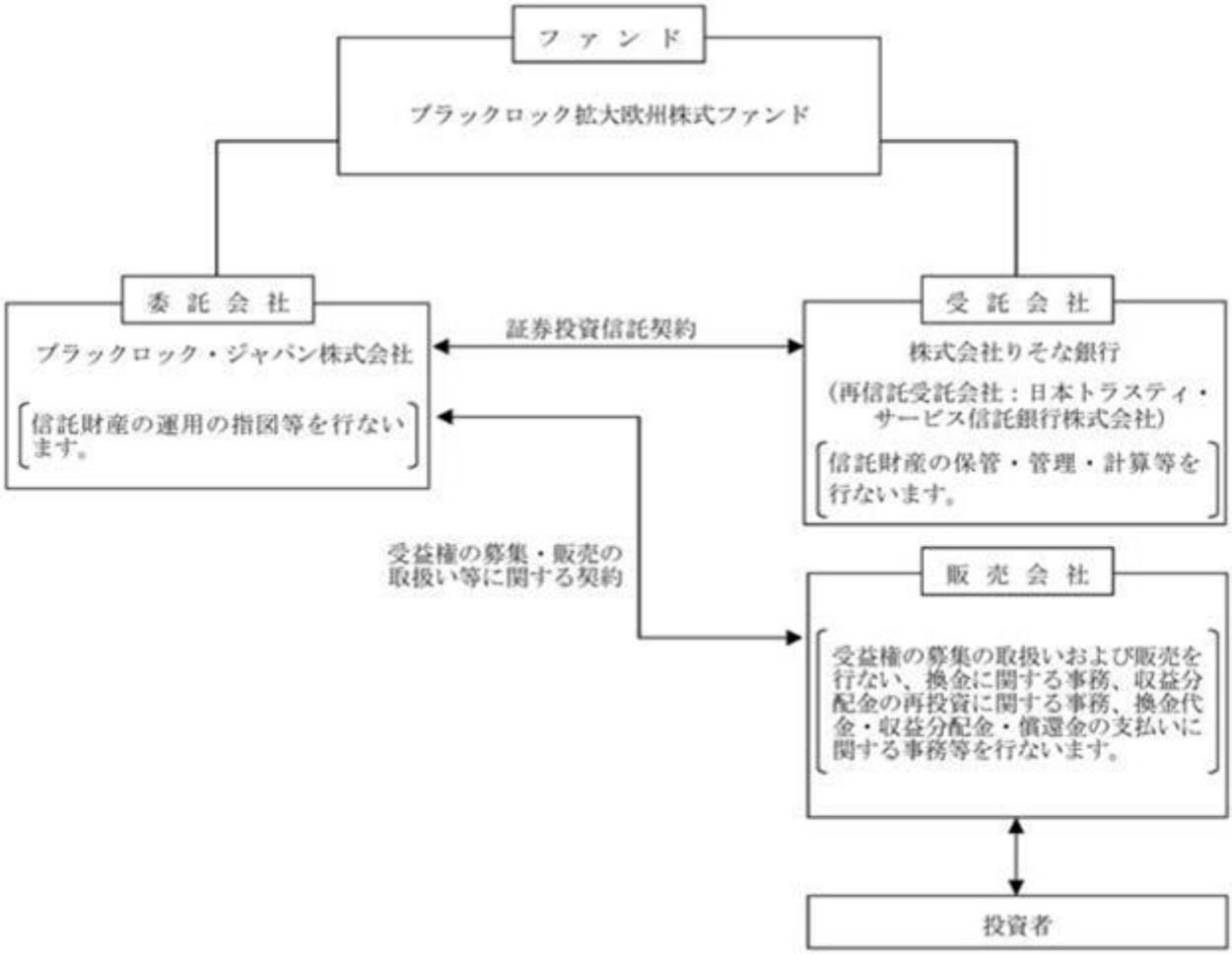

＜契約等の概要＞

ａ．「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

ｂ．「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

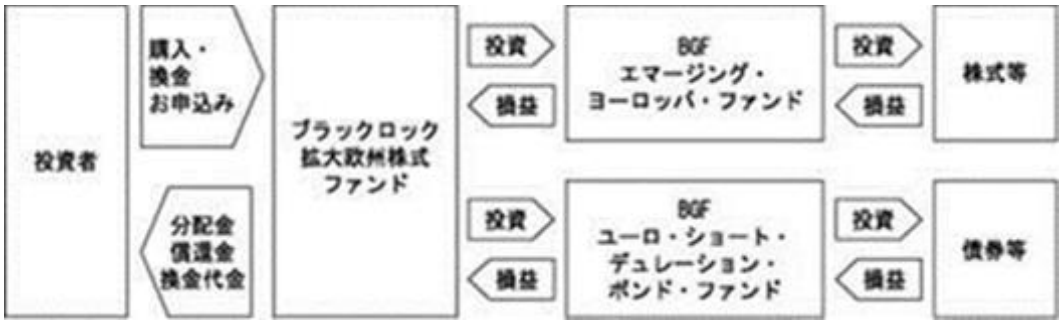

＜委託会社の概況＞

2019年４月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

ａ．資本金　　3,120百万円

ｂ．沿革

1985年１月	メリルリンチ投資顧問株式会社 （後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社）設立 1987年３月　証券投資顧問業者として登録 1987年６月　投資一任業務認可を取得 1997年12月　投資信託委託業務免許を取得
1988年３月	バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 （後のバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）設立 1988年６月　証券投資顧問業者として登録 1989年１月　投資一任業務認可を取得 1998年３月　投資信託委託業務免許を取得
1999年４月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 （後のブラックロック・ジャパン株式会社）設立 1999年６月　証券投資顧問業者として登録 1999年８月　投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

ｃ．大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号	15,000株	100%

２【投資方針】

⑴【投資方針】

①　主として、新興ヨーロッパ諸国等の株式（同地域において重要な事業展開を行なっていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）を主要な投資対象とし、ブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資します。副次的な投資対象として、海外の短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行ないます。投資対象とする投資信託証券は別に定めるものとします。

②　各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、新興ヨーロッパ諸国等の株式を主要な投資対象とする投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

③　別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

④　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤　資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、①～④のような運用ができない場合もあります。

⑥　投資対象ファンドの選定にあたっては、上記の投資方針の他、当ファンドの運営上の効率性等を勘案します。

※委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行ないまたは行なうことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

⑵【投資対象】

①　投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ａ．有価証券
ｂ．金銭債権
ｃ．約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

②　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

ａ．国債証券
ｂ．地方債証券
ｃ．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
ｄ．短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）
ｅ．コマーシャル・ペーパー
ｆ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
ｇ．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、ａ．からｄ．の証券およびｆ．の証券および証書のうちａ．からｄ．の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債（ｄ．、ｆ．の証券および証書のうちｄ．の性質を有するものを除く）にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

③　投資対象とする金融商品

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用の指図をすることができます。

ａ．預金

ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ｃ．コール・ローン

ｄ．手形割引市場において売買される手形

投資対象ファンドの概要

投資方針における「別に定める投資信託証券」の概要は以下の通りです。

(a)　ＢＧＦエマージング・ヨーロッパ・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（ユーロ建て）
投資目的および投資態度	純資産総額の70％以上を新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式（同地域において重要な事業展開を行なっていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。
設定日	1995年12月29日
存続期間	無期限
主な投資対象	新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式（同地域において重要な事業展開を行なっていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）を主要投資対象とします。
主な投資制限	・　同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10％以下とします。 ・　純資産総額の５％を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40％を超えないものとします。
管理報酬	ありません。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年１回（原則として８月末日）に決算を行ないます。
収益分配方針	原則として、分配を行ないません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌ・ブイ

(注)　投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(b) ＢＧＦユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍（オープン・エンド型）会社型外国投資証券（ユーロ建て）
投資目的および投資態度	純資産総額の80％以上を投資適格債に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。純資産総額の70％以上をデュレーションが５年未満のユーロ建て投資適格債に投資し、ファンドの平均デュレーションは３年程度とします。 通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。
設定日	1999年１月４日
存続期間	無期限
主な投資対象	主としてユーロ建ての投資適格債を主要投資対象とします。
主な投資制限	・　同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10％以下とします。 ・　純資産総額の５％を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40％を超えないものとします。
管理報酬	ありません。（注）
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年１回（原則として８月末日）に決算を行ないます。
収益分配方針	原則として、分配を行ないません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ＵＫ）リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌ・ブイ

（注）　投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

(3)【運用体制】

①　ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

②　ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
　社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する組織、機能が確立しています。

③　当ファンドの運用は、株式インデックス運用部（当ファンド担当：８名程度）が担当いたします。

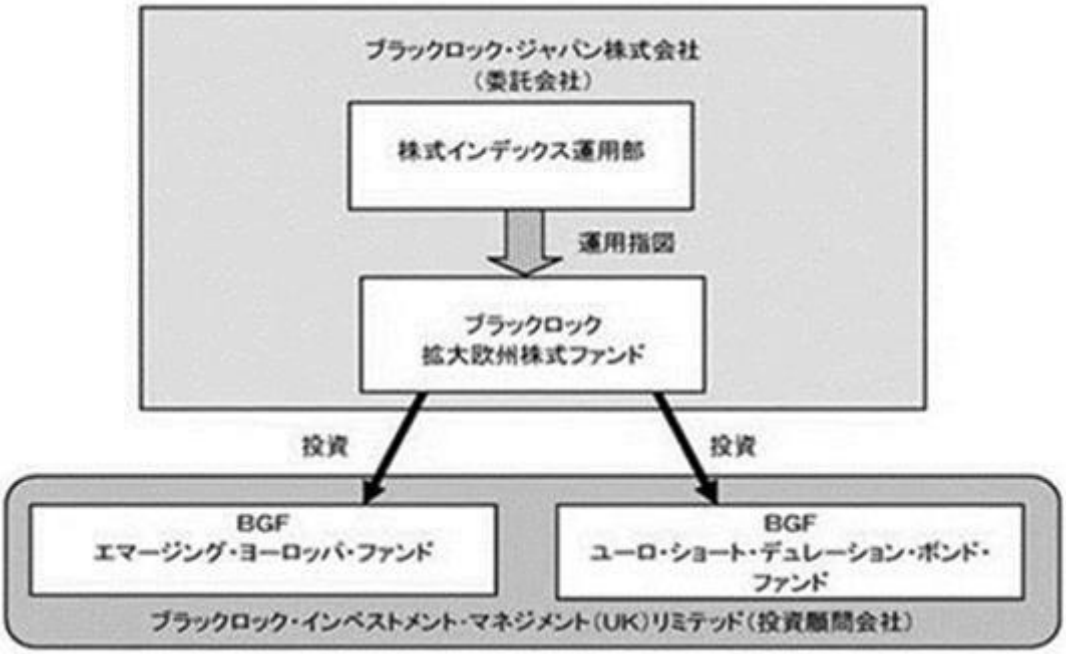

※　運用体制は、変更となる場合があります。

＜参考：主要投資対象ファンドの運用プロセス＞

※主要投資対象ファンドの運用プロセスは、変更となる場合があります。

<u>ブラックロック・グループ</u>

ブラックロック・グループは、運用資産残高約6.52兆ドル*（約721兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行なっております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザリー・サービスの提供を行なっております。

＊　2019年３月末現在。（円換算レートは１ドル＝110.685円を使用）

⑷【分配方針】

① 収益分配方針

年２回の毎決算時（４月１日および10月１日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

ａ．分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

ｂ．分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向によっては分配を行なわないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｃ．留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

② 収益の分配

ａ．信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

ａ．支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として５営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等においてお支払いします。

(b) 累積投資コースの場合

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約*に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行ないます。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＊ 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

ｂ．時効

投資者が、ａ．(a)に規定する支払開始日から５年間支払い請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

⑸【投資制限】

以下は、当ファンドの約款で定める投資制限です。

① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。

② 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

約款および定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の50％以内とします。

⑤ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑥ 公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．換金等の事由により、ｂ．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．ａ．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑦ 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑧　資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ｂ．換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

　ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑨　信用リスク集中回避のための投資制限

　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

３【投資リスク】

⑴ 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用によりに生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

ａ．株価変動リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国の株式（同地域において重要な事業展開を行なっていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）を主要投資対象とします。したがって、新興ヨーロッパ諸国等の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて、組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｂ．為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行ないません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行ないます。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｃ．カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主としてエマージング（新興）市場の発行体が発行する株式に投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督するうえで大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｄ．債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ｅ．デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

ａ．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

ｂ．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

ｃ．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

ｄ．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

⑵ リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2014年5月～2019年4月）

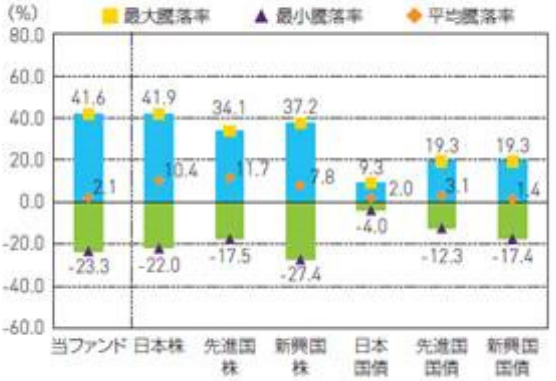

※上記グラフは、2014年5月～2019年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

（2014年5月～2019年4月）

※上記グラフは、2014年5月～2019年4月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※各資産クラスの指数
日本株……東証株価指数(配当込み)
先進国株……MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
新興国株……MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国国債…J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

<各指数について>
東証株価指数(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場されている全銘柄を対象に時価総額を指数として算出したものです。東証株価指数(配当込み)は、株式会社東京証券取引所((株)東京証券取引所)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(配当込み)の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行なわれるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

４【手数料等及び税金】

⑴【申込手数料】

① 購入時の申込手数料（以下、「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.24％*（税抜3.00％）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号： 03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

＊ 消費税率が10％になった場合は、3.30％となります。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の２つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

⑵【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

⑶【信託報酬等】

① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.16％（税抜2.00％）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年1.0584％ （税抜0.98％）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年1.0584％ （税抜0.98％）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0432％ （税抜0.04％）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※ 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

＜消費税率が10%になった場合は、以下の通りとなります。＞

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.20%（税抜2.00%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年1.078% （税抜0.98%）	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年1.078% （税抜0.98%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.044% （税抜0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※　投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

②　信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

⑷【その他の手数料等】

①　信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行なった場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

③　下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

１．受益権の管理事務に関連する費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
３．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
６．公告に係る費用ならびに信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
７．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.108%*（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

＊　消費税率が10%になった場合は、年0.11%となります。

④　外貨建資産の保管等に要する費用等*は、その都度、信託財産中より支弁します。

＊海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

⑤　投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。

⑸【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

ａ．追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。

ｂ．投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。

ｄ．投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③ 収益分配金の課税について」を参照。）

② 換金時および償還時の課税について

ａ．個人の投資者の場合

換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。

ｂ．法人の投資者の場合

換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、ａ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ｂ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

ａ．個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率による源泉徴収が行なわれます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315％（所得税15.315％、地方税５％））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」がご利用になれます。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、ＮＩＳＡの口座では、特定口座や一般口座で生じた配当所得および譲渡所得との損益通算はできません。非課税の対象となる金額、期間等を含めて詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ｂ．法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※　上記は2019年４月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５ 【運用状況】

以下の運用状況は2019年４月末現在のものです。

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」

(1) 【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資証券		294,908,771	99.00
	内　ルクセンブルグ	294,908,771	99.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,986,029	1.00
純資産総額		297,894,800	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国／地域	種類	投資口数	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ブラックロック・グローバル・ファンズ エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラスＪ投資証券	ルクセンブルグ	投資証券	17,153	16,167.80	277,335,461	17,026.37	292,062,998	98.04
2	ブラックロック・グローバル・ファンズ ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスＡ投資証券	ルクセンブルグ	投資証券	1,446	1,965.20	2,842,176	1,967.69	2,845,773	0.96

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.00

（注） 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2019年４月末現在、同日前１年以内における各月末および直近20計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		１口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第７期(2009年10月１日)	1,066,626,655	(同左)	0.5481	(同左)
第８期(2010年４月１日)	1,095,172,336	(同左)	0.6686	(同左)
第９期(2010年10月１日)	989,844,932	(同左)	0.6066	(同左)
第10期(2011年４月１日)	1,015,575,260	(同左)	0.7236	(同左)
第11期(2011年10月３日)	820,649,006	(同左)	0.4362	(同左)
第12期(2012年４月２日)	1,348,900,032	(同左)	0.5777	(同左)
第13期(2012年10月１日)	1,069,505,292	(同左)	0.5266	(同左)
第14期(2013年４月１日)	1,083,733,856	(同左)	0.6387	(同左)
第15期(2013年10月１日)	698,038,884	(同左)	0.6889	(同左)
第16期(2014年４月１日)	583,235,340	(同左)	0.6488	(同左)
第17期(2014年10月１日)	510,628,576	(同左)	0.6598	(同左)
第18期(2015年４月１日)	436,587,883	(同左)	0.6237	(同左)
第19期(2015年10月１日)	435,055,419	(同左)	0.5400	(同左)
第20期(2016年４月１日)	382,102,353	(同左)	0.5649	(同左)
第21期(2016年10月３日)	347,712,511	(同左)	0.5304	(同左)
第22期(2017年４月３日)	464,904,360	(同左)	0.6507	(同左)
第23期(2017年10月２日)	415,776,246	(同左)	0.7552	(同左)
第24期(2018年４月２日)	378,501,163	(同左)	0.7455	(同左)
第25期(2018年10月１日)	355,505,234	(同左)	0.7172	(同左)
第26期(2019年４月１日)	284,059,743	(同左)	0.6904	(同左)
2018年４月末現在	369,123,178	—	0.7334	—
2018年５月末現在	372,184,585	—	0.7013	—
2018年６月末現在	356,980,257	—	0.6888	—
2018年７月末現在	362,090,829	—	0.7207	—
2018年８月末現在	332,476,738	—	0.6709	—
2018年９月末現在	352,886,867	—	0.7119	—
2018年10月末現在	324,103,797	—	0.6705	—
2018年11月末現在	328,583,365	—	0.6955	—
2018年12月末現在	282,640,557	—	0.6379	—
2019年１月末現在	307,034,896	—	0.6911	—
2019年２月末現在	286,815,062	—	0.6940	—
2019年３月末現在	284,570,227	—	0.6916	—
2019年４月末現在	297,894,800	—	0.7248	—

② 【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第７期	―
第８期	―
第９期	―
第10期	―
第11期	―
第12期	―
第13期	―
第14期	―
第15期	―
第16期	―
第17期	―
第18期	―
第19期	―
第20期	―
第21期	―
第22期	―
第23期	―
第24期	―
第25期	―
第26期	―

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第７期	66.5
第８期	22.0
第９期	△9.3
第10期	19.3
第11期	△39.7
第12期	32.4
第13期	△8.8
第14期	21.3
第15期	7.9
第16期	△5.8
第17期	1.7
第18期	△5.5
第19期	△13.4
第20期	4.6
第21期	△6.1
第22期	22.7
第23期	16.1
第24期	△1.3
第25期	△3.8
第26期	△3.7

（注） 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第７期	1,327,837,102	960,969,532	1,946,156,929
第８期	504,370,852	812,464,819	1,638,062,962
第９期	562,745,375	568,961,843	1,631,846,494
第10期	390,253,074	618,543,769	1,403,555,799
第11期	788,565,977	310,665,567	1,881,456,209
第12期	868,975,001	415,485,718	2,334,945,492
第13期	119,820,535	423,778,945	2,030,987,082
第14期	573,945,196	908,247,723	1,696,684,555
第15期	71,184,542	754,623,489	1,013,245,608
第16期	99,964,198	214,241,295	898,968,511
第17期	70,448,082	195,506,559	773,910,034
第18期	112,157,062	186,024,185	700,042,911
第19期	158,519,134	52,875,056	805,686,989
第20期	18,381,516	147,638,497	676,430,008
第21期	48,320,465	69,242,765	655,507,708
第22期	112,722,539	53,815,356	714,414,891
第23期	19,246,345	183,078,667	550,582,569
第24期	234,730,338	277,571,183	507,741,724
第25期	28,798,465	40,866,925	495,673,264
第26期	2,636,417	86,849,288	411,460,393

（参考情報）

運用実績

2019年4月26日現在

基準価額・純資産の推移

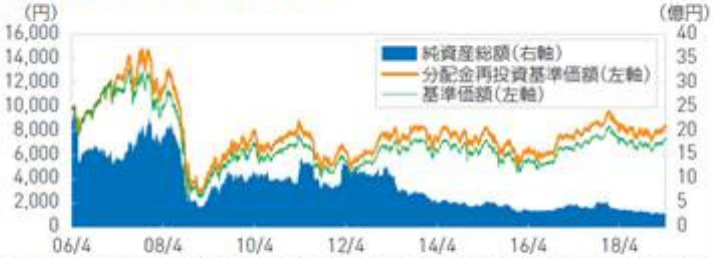

※ 基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

設定来累計		1,600円
第22期	2017年4月	0円
第23期	2017年10月	0円
第24期	2018年4月	0円
第25期	2018年10月	0円
第26期	2019年4月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

※組入上位10銘柄、国別構成比率ならびに業種別構成比率の状況は、当ファンドの主要投資対象である「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド」の運用状況です。比率は「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド」の純資産総額に対する割合です。

資産構成比率

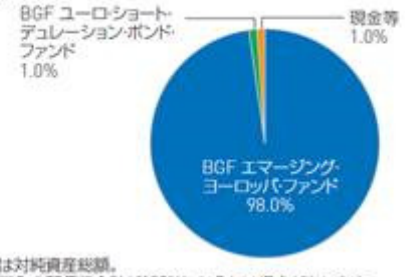

※比率は対純資産総額。
四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

組入上位10銘柄(%)

	銘柄名	比率
1	ガスプロム	10.2
2	ルクオイル	7.2
3	ズベルバンク・オブ・ロシア(ADR)	6.5
4	ノバテック	5.5
5	ロスネフチ	4.4
6	PKOバンク・ポルスキ	4.3
7	バンク・ペカオ	3.8
8	アリオル・バンク	3.2
9	ゲデオン・リヒター	3.1
10	ズベルバンク・オブ・ロシア	3.1

国別構成比率(%)

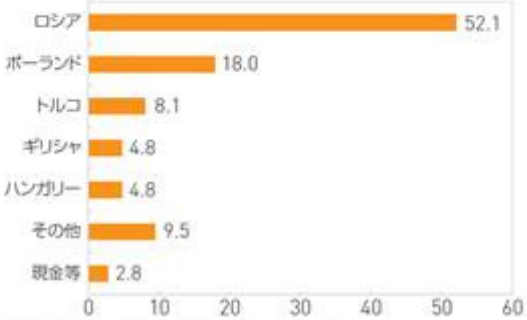

業種別構成比率(%)

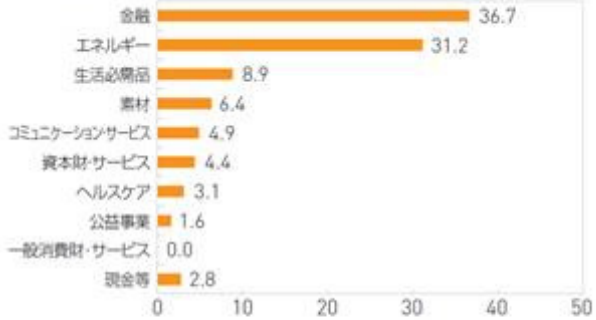

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして算出しています。
※ 当ファンドにはベンチマークはありません。

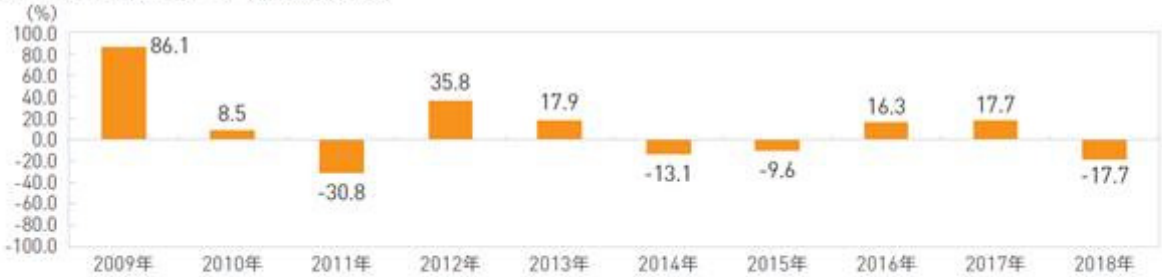

※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの申込方法があります。取り扱いを行なうコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を2019年12月13日までとし、2019年12月24日をもって信託を終了する予定です。

(3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後３時までに受付けたものを当日のお申込とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日のお取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号： 03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 購入単位

「一般コース」、「累積投資コース」の２つの方法があります。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行なうコースおよび購入単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

① 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.24%*（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

＊ 消費税率が10%になった場合は、3.30%となります。

② 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに、購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

⑴ 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。換金の受付は、午後３時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

⑵ 換金単位

１口以上１口単位

換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑶ 換金不可日

ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金は受付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑷ 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：　03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）

⑸ 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の換金の申込には制限があります。

⑹ 換金代金のお支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して５営業日目から販売会社においてお支払いします。

⑺ 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとします。

３【資産管理等の概要】

⑴【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（１万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（１万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「拡大欧州」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社
電話番号： 03-6703-4300（受付時間　営業日の９：00～17：00）
ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

⑵【保管】

該当事項はありません。

⑶【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。
※繰上償還が決定した場合、2006年４月20日から2019年12月24日までとなります。

⑷【計算期間】

計算期間は４月２日から10月１日および10月２日から翌年４月１日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

⑸【その他】

①　ファンドの償還条件等

ａ．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｃ．ａ．およびｂ．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

ｄ．ｃ．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｅ．ｄ．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ａ．およびｂ．のファンドの償還を行ないません。

ｆ．委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

ｇ．ｄ．～ｆ．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｄ．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

ｈ．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令にしたがい、ファンドを償還させます。

ｉ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

ｊ．ｉ．にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更ｄ．」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｋ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

ａ．委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

ｃ．ｂ．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．ｃ．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行ないません。

ｅ．委託会社は、この信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

ｆ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはａ．～ｅ．の規定にしたがいます。

③　運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。

④　信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

⑤　関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は１年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥　公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

⑴ 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

＜一般コース＞

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して５営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

＜累積投資コース＞

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

⑵ 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金のお支払いは、販売会社において行ないます。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行なわない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

⑶ 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として、５営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行なう投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行なうのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑷ 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑸ 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第26期計算期間（2018年10月２日から2019年４月１日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辻村和之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック拡大欧州株式ファンドの2018年10月２日から2019年４月１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック拡大欧州株式ファンドの2019年４月１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

１【財務諸表】

【ブラックロック拡大欧州株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第25期 (2018年10月１日現在)	第26期 (2019年４月１日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,428,434	6,453,017
投資証券	353,101,142	281,114,241
流動資産合計	359,529,576	287,567,258
資産合計	359,529,576	287,567,258
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,405	－
未払受託者報酬	76,581	66,764
未払委託者報酬	3,754,840	3,273,778
その他未払費用	191,516	166,973
流動負債合計	4,024,342	3,507,515
負債合計	4,024,342	3,507,515
純資産の部		
元本等		
元本	495,673,264	411,460,393
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△140,168,030	△127,400,650
（分配準備積立金）	30,673,974	25,312,768
元本等合計	355,505,234	284,059,743
純資産合計	355,505,234	284,059,743
負債純資産合計	359,529,576	287,567,258

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第25期 （自 2018年４月３日 至 2018年10月１日）	第26期 （自 2018年10月２日 至 2019年４月１日）
営業収益		
有価証券売買等損益	△14,043,020	7,434,170
為替差損益	3,936,538	△18,690,885
その他収益	15,584	13,165
営業収益合計	△10,090,898	△11,243,550
営業費用		
受託者報酬	76,581	66,764
委託者報酬	3,754,840	3,273,778
その他費用	269,667	213,764
営業費用合計	4,101,088	3,554,306
営業利益又は営業損失（△）	△14,191,986	△14,797,856
経常利益又は経常損失（△）	△14,191,986	△14,797,856
当期純利益又は当期純損失（△）	△14,191,986	△14,797,856
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,176,392	△3,866,948
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△129,240,561	△140,168,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,470,944	24,569,264
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,470,944	24,569,264
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,382,819	870,976
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,382,819	870,976
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△140,168,030	△127,400,650

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２　デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４　収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

５　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第25期 （2018年10月１日現在）	第26期 （2019年４月１日現在）
１　当該計算期間の末日における受益権総数	495,673,264口	411,460,393口
２　投資信託財産の計算に関する規則第55条の６第10号に規定する額	元本の欠損 140,168,030円	元本の欠損 127,400,650円
３　１口当たり純資産額	0.7172円	0.6904円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第25期 （自　2018年４月３日 至　2018年10月１日）	第26期 （自　2018年10月２日 至　2019年４月１日）
分配金の計算過程	第25期計算期末における、費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（88,490,211円）、分配準備積立金（30,673,974円）により、分配対象収益は119,164,185円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第26期計算期末における、費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円）、収益調整金（有価証券売買等損益相当額）（0円）、収益調整金（その他収益調整金）（73,606,397円）、分配準備積立金（25,312,768円）により、分配対象収益は98,919,165円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

１　金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

２　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

３　金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

第25期 （2018年10月１日現在）	第26期 （2019年４月１日現在）
１　貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１　貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２　時価の算定方法 (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	２　時価の算定方法 (1)有価証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	３　金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左
４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て１年以内に償還予定であります。	４　金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

１　期中元本変動額

項目	第25期 （2018年10月１日現在）	第26期 （2019年４月１日現在）
期首元本額	507,741,724円	495,673,264円
期中追加設定元本額	28,798,465円	2,636,417円
期中一部解約元本額	40,866,925円	86,849,288円

２　有価証券関係

第25期（2018年10月１日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	△12,058,315
合計	△12,058,315

第26期（2019年４月１日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	8,813,557
合計	8,813,557

３　デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ユーロ	ブラックロック・グローバル・ファンズ エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラスＪ投資証券	17,211.520	2,231,473.560	
		ブラックロック・グローバル・ファンズ ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスＡ投資証券	1,446.250	22,850.750	
	ユーロ　小計		18,657.770	2,254,324.310 (281,114,241)	
投資証券　合計				281,114,241 (281,114,241)	
合計				281,114,241 (281,114,241)	

投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）１　各種通貨毎の小計の欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。

２　合計欄における(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券　2銘柄	100.0%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ　エマージング・ヨーロッパ・ファンド　クラスＪ投資証券」及び「ブラックロック・グローバル・ファンズ　ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド　クラスＡ投資証券」（以下、両者を併せて「同ファンド」という。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

(1) 同ファンドは、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、同ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2018年８月31日に終了する計算期間（2017年９月１日から2018年８月31日まで）に係る財務書類であります。

(2) 当該財務書類は、同ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2018年８月31日現在の財務書類のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。

純資産計算書　2018年８月31日現在

	注記	エマージング・ヨーロッパ・ファンド ユーロ	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド ユーロ
資産			
投資有価証券－取得原価		851,233,419	11,832,942,553
未実現評価損		(66,253,642)	(57,669,450)
投資有価証券－時価	2 (a)	784,979,777	11,775,273,103
銀行預金	2 (a)	7,485,105	45,529,781
ブローカーに対する債権	15	－	19,172,385
未収利息および未収配当金	2 (a)	233,387	59,090,485
売却投資有価証券未収金	2 (a)	－	17,687
販売投資証券未収金	2 (a)	414,528	80,169,525
以下に係る未実現評価益：			
未決済先渡為替予約	2 (c)	－	25,345,921
買建オプション／スワップションの時価	2 (c)	－	853,455
その他の資産	2 (a, c)	1,367,525	69,290
資産合計		794,480,322	12,005,521,632
負債			
銀行からの借入金	2 (a)	3	－
ブローカーに対する債務	15	－	1,479,693
未払収益分配金	2 (a)	173,180	252,456
購入投資有価証券未払金	2 (a)	－	178,564,878
買戻し投資証券未払金	2 (a)	977,578	31,623,660
以下に係る未実現評価損：			
未決済上場先物取引	2 (c)	－	11,689,468
未決済先渡為替予約	2 (c)	4,703	－
スワップの時価	2 (c)	－	2,580,606
売建オプション／スワップションの時価	2 (c)	－	4,081,024
その他の負債	５，６，７，８	2,636,180	8,436,909
負債合計		3,791,644	238,708,694
純資産合計		790,688,678	11,766,812,938

（署名）

取締役
2018年12月18日

（署名）

取締役
2018年12月18日

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

３会計年度末における純資産価額の概要　2018年８月31日現在

	エマージング・ヨーロッパ・ファンド			
	通貨	2018年 ８月31日現在	2017年 ８月31日現在	2016年 ８月31日現在
純資産合計	ユーロ	790,688,678	988,357,206	827,399,691
以下の１口当たり純資産価額：				
クラスＡ毎年分配型投資証券	ユーロ	87.33	96.12	78.39
クラスＡ毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	78.60	88.83	66.90
クラスＡ無分配投資証券	ユーロ	93.62	101.66	81.95
クラスＡシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポール・ドル	8.80	9.41	7.50
クラスＣ無分配投資証券	ユーロ	72.98	80.24	65.50
クラスＤ毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	78.37	88.63	66.71
クラスＤ無分配投資証券	ユーロ	103.60	111.65	89.33
クラスＤ英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券	英ポンド	78.95	84.21	67.29
クラスＥ無分配投資証券	ユーロ	84.87	92.62	75.03
クラスＪ無分配投資証券	ユーロ	120.15	127.87	101.03
クラスＸ毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	78.17	88.52	66.58
クラスＸ無分配投資証券	ユーロ	10.84	11.54	9.12

価格は各投資証券クラスの取引通貨で設定される。２種類以上の取引通貨が入手可能な当該投資証券クラスでは、各投資証券クラスの基準通貨が表示されている。追加の取引通貨額は評価時点の関連する直物為替レートで当該額を換算することによって算定される。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

３会計年度末における純資産価額の概要　2018年８月31日現在（続き）

	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド			
	通貨	2018年 ８月31日現在	2017年 ８月31日現在	2016年 ８月31日現在
純資産合計	ユーロ	11,766,812,938	10,575,463,334	8,930,939,088
以下の１口当たり純資産価額：				
クラスＡ毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	13.34	13.82	12.71
クラスＡ英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	10.98	10.99	10.87
クラスＡ米ドル・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	米ドル	11.23	11.06	10.84
クラスＡ毎日分配型投資証券	ユーロ	12.18	12.29	12.24
クラスＡ毎月分配型投資証券	ユーロ	12.19	12.30	12.26
クラスＡ無分配投資証券	ユーロ	15.83	15.98	15.91
クラスＡスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・フラン	10.75	10.90	10.91
クラスＡ米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	11.97	11.79	11.54
クラスＣ無分配投資証券	ユーロ	12.40	12.67	12.77
クラスＤ毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	13.37	13.84	12.73
クラスＤ英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	英ポンド	11.06	11.05	10.93
クラスＤ米ドル・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	米ドル	10.81	10.64	10.42
クラスＤ毎月分配英国報告型投資証券	英ポンド	10.97	11.35	10.44
クラスＤ英ポンド・ヘッジ毎月分配英国報告型投資証券	英ポンド	10.08	10.08	9.97
クラスＤ無分配投資証券	ユーロ	16.44	16.53	16.40
クラスＤスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・フラン	10.98	11.09	11.06
クラスＤ米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	10.62	10.42	10.17
クラスＥ無分配投資証券	ユーロ	14.46	14.67	14.67
クラスＩ毎四半期分配型投資証券	ユーロ	16.29	16.42	－
クラスＩ無分配投資証券	ユーロ	16.39	16.47	16.33
クラスＩ米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	10.43	10.23	－
クラスＸ無分配投資証券	ユーロ	17.02	17.04	16.82

価格は各投資証券クラスの取引通貨で設定される。２種類以上の取引通貨が入手可能な当該投資証券クラスでは、各投資証券クラスの基準通貨が表示されている。追加の取引通貨額は評価時点の関連する直物為替レートで当該額を換算することによって算定される。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

損益および純資産変動計算書　2018年８月31日に終了した会計年度

	注記	エマージング・ヨーロッパ・ファンド ユーロ	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド ユーロ
期首純資産		988,357,206	10,575,463,334
収益			
債券利息	2(b)	－	93,838,090
スワップ利息	2(c)	－	6,616,374
集団投資スキームによる収益	2(b)	399,796	283,818
配当金、源泉徴収税控除後	2(b)	30,068,143	－
有価証券貸付による収益	2(b)	737,296	1,178,964
投資運用報酬リベート	5	98,956	109,869
収益合計	2(b)	31,304,191	102,027,115
費用			
銀行利息	2(b)	32,746	190,855
スワップ利息	2(c)	－	8,125,355
金融資産のネガティブ・イールド	2(b)	13,076	958,268
管理事務代行報酬、補助金控除後	7	2,321,867	6,737,845
保管および預託報酬	2(h), 8	1,505,189	2,791,064
販売報酬	6	262,815	2,688,033
税金	9	448,062	3,875,864
投資運用報酬	5	15,636,514	56,883,758
費用合計		20,220,269	82,251,042
純利益		11,083,922	19,776,073
以下に係る実現純評価益／（損）：			
投資有価証券	2(a)	58,285,756	29,743,548
事後通告証券契約	2(c)	－	(1,725,630)
上場先物取引	2(c)	－	(30,005,711)
オプション／スワップション契約	2(c)	－	(201,861)
スワップ取引	2(c)	－	(3,230,226)
先渡為替予約	2(c)	(104,660)	18,874,388
その他の取引に係る外国通貨	2(i)	815,589	4,102,595
当期実現純評価益		58,996,685	17,557,103
以下に係る未実現評価益／（損）の純変動額：			
投資有価証券	2(a)	(137,855,885)	(90,650,808)
上場先物取引	2(c)	－	13,049,264
オプション／スワップション契約	2(c)	－	2,719
スワップ取引	2(c)	－	2,724,681
先渡為替予約	2(c)	(1,674)	(28,577,218)
その他の取引に係る外国通貨	2(i)	(8,017)	1,064,538
当期未実現評価益／（損）の純変動		(137,865,576)	(102,386,824)
運用成績による純資産の減少		(67,784,969)	(65,053,648)
資本の変動			
投資証券発行による正味受取額		303,311,254	9,238,224,381
投資証券買戻しによる正味支払額		(433,021,633)	(7,981,523,824)
資本の変動による純資産の（減少）／増加		(129,710,379)	1,256,700,557
配当金宣言額	16	(173,180)	(297,305)
期末純資産		790,688,678	11,766,812,938

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表　2018年８月31日に終了した会計年度

	エマージング・ヨーロッパ・ファンド			
	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスＡ毎年分配型投資証券	48,502	38,145	12,905	73,742
クラスＡ毎年分配英国報告型投資証券	12,531	537	3,291	9,777
クラスＡ無分配投資証券	8,544,323	2,437,142	3,736,503	7,244,962
クラスＡシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券	164,212	55,158	90,786	128,584
クラスＣ無分配投資証券	105,354	19,284	46,347	78,291
クラスＤ毎年分配英国報告型投資証券	40,773	3,017	7,725	36,065
クラスＤ無分配投資証券	544,864	311,993	252,239	604,618
クラスＤ英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券	1,062	57	35	1,084
クラスＥ無分配投資証券	390,720	70,689	114,183	347,226
クラスＪ無分配投資証券	24,224	13,369	16,571	21,022
クラスＸ毎年分配英国報告型投資証券	40	1,146	－	1,186
クラスＸ無分配投資証券	28,912	37,641	3,763	62,790

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表　2018年８月31日に終了した会計年度（続き）

	ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド			
	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスＡ毎年分配英国報告型投資証券	4,378,110	1,345,827	1,786,462	3,937,475
クラスＡ英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	979,224	294,116	413,912	859,428
クラスＡ米ドル・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	769,477	8,000	602,892	174,585
クラスＡ毎日分配型投資証券	1,675,889	871,811	1,057,721	1,489,979
クラスＡ毎月分配型投資証券	461,028	730,003	673,711	517,320
クラスＡ無分配投資証券	242,230,096	127,052,372	192,445,495	176,836,973
クラスＡスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	2,810,338	364,270	1,291,348	1,883,260
クラスＡ米ドル・ヘッジ無分配投資証券	12,779,839	2,989,601	5,883,703	9,885,737
クラスＣ無分配投資証券	4,871,977	399,545	2,383,094	2,888,428
クラスＤ毎年分配英国報告型投資証券	4,389,816	4,415,827	2,564,134	6,241,509
クラスＤ英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	1,718,451	103,192	1,296,023	525,620
クラスＤ米ドル・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	1,953,090	684,801	1,249,928	1,387,963
クラスＤ毎月分配英国報告型投資証券	2,098,916	760,371	2,316,417	542,870
クラスＤ英ポンド・ヘッジ毎月分配英国報告型投資証券	740,589	66,011	575,420	231,180
クラスＤ無分配投資証券	158,593,913	131,246,999	144,350,247	145,490,665
クラスＤスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	5,609,466	4,632,086	3,850,235	6,391,317
クラスＤ米ドル・ヘッジ無分配投資証券	3,257,306	2,705,802	1,425,017	4,538,091
クラスＥ無分配投資証券	35,307,855	4,463,566	14,852,210	24,919,211
クラスＩ毎四半期分配型投資証券	292	326,518	13,900	312,910
クラスＩ無分配投資証券	123,422,983	235,865,224	109,070,973	250,217,234
クラスＩ米ドル・ヘッジ無分配投資証券	5,798,820	11,269,187	6,486,634	10,581,373
クラスＸ無分配投資証券	54,796,778	43,889,968	8,340,242	90,346,504

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

エマージング・ヨーロッパ・ファンド

投資有価証券明細表　2018年８月31日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

保有高	銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
ファンド			
	アイルランド		
644	Institutional Cash Series plc - Institutional Euro Assets Liquidity Fund~	644	0.00
	英国		
3,142,218	BlackRock Emerging Europe Plc~	11,235,162	1.42
ファンド合計		11,235,806	1.42
普通株式			
	オーストリア		
251,290	Erste Group Bank AG	8,661,966	1.09
	英領バージン諸島		
3,494,572	Lenta Ltd GDR	12,852,545	1.63
682,602	Mail.Ru Group Ltd GDR	12,658,153	1.60
		25,510,698	3.23
	カナダ		
5,188,762	Eldorado Gold Corp*	4,413,737	0.56
	キプロス		
961,435	MHP SE GDR	10,285,861	1.30
	ギリシア		
12,922,372	Alpha Bank AE*	20,417,348	2.58
108,261,823	National Bank of Greece SA*	26,502,494	3.35
		46,919,842	5.93
	ハンガリー		
1,283,575	MOL Hungarian Oil & Gas Plc	11,308,104	1.43
1,693,349	Richter Gedeon Nyrt	28,678,770	3.63
		39,986,874	5.06
	イスラエル		
21,792,262	Bezeq The Israeli Telecommunication Corp Ltd	22,388,028	2.83
2,976,667	Israel Chemicals Ltd	14,949,651	1.89
		37,337,679	4.72
	オランダ		
927,193	X5 Retail Group NV GDR	18,229,616	2.30
450,343	Yandex NV ‘A’	12,162,956	1.54
		30,392,572	3.84
	ポーランド		
1,902,767	Alior Bank SA	30,518,595	3.86
946,063	Bank Polska Kasa Opieki SA*	25,606,061	3.24
627,247	KGHM Polska Miedz SA*	13,315,477	1.68
247,941	Polski Koncern Naftowy ORLEN SA	5,717,721	0.72

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高	銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
	ポーランド（続き）		
3,730,820	Powszechna Kasa Oszczednosci Bank Polski SA	36,964,405	4.68
3,539,758	Powszechny Zaklad Ubezpieczen SA	36,664,045	4.64
		148,786,304	18.82
	ポルトガル		
47,025,583	Banco Comercial Portugues SA*	11,784,611	1.49
	ロシア連邦		
20,026,372	Gazprom PJSC ADR	75,030,895	9.49
1,303,196	LUKOIL PJSC ADR	77,538,636	9.81
3,510,952	Mobile TeleSystems PJSC	11,631,237	1.47
1,066,727	Mobile TeleSystems PJSC ADR	7,062,806	0.89
289,522	Novatek PJSC GDR	41,523,052	5.25
8,908,235	Rosneft Oil Co PJSC GDR	48,869,276	6.18
7,854,932	Sberbank of Russia PJSC	17,939,660	2.27
5,517,136	Sberbank of Russia PJSC ADR	51,012,583	6.45
473,843	Severstal PJSC GDR	6,470,081	0.82
11,143,140	Sistema PJSFC	1,178,950	0.15
2,065,827	Sistema PJSFC GDR	4,331,468	0.55
32,648,293,593	VTB Bank PJSC	17,074,423	2.16
4,216,206	VTB Bank PJSC GDR	4,590,392	0.58
		364,253,459	46.07
	トルコ		
7,056,254	Akbank Turk AS*	5,328,278	0.68
6,235,797	Arcelik AS*	10,856,938	1.37
2,340,487	AvivaSA Emeklilik ve Hayat AS	3,968,110	0.50
3,660,544	Migros Ticaret AS	6,487,826	0.82
14,099,029	Turkiye Garanti Bankasi AS*	11,050,904	1.40
		37,692,056	4.77
	英国		
4,498,850	Ferrexpo Plc	7,718,312	0.98
普通株式合計		773,743,971	97.86
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計		784,979,777	99.28
投資有価証券合計		784,979,777	99.28
その他の純資産		5,708,901	0.72
純資産合計（ユーロ）		790,688,678	100.00

~ 関連当事者ファンドに対する投資。詳細については注記11を参照のこと。

* 当証券のすべてまたは一部は貸付有価証券を表す。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

未決済先渡為替予約　2018年８月31日現在

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益／（損）（ユーロ）
ヘッジを使用した英ポンド建投資証券クラス						
EUR	8,978	GBP	8,058	BNY Mellon	14/9/2018	－
GBP	93,404	EUR	103,491	BNY Mellon	14/9/2018	565
未実現純評価益						565
ヘッジを使用したシンガポール・ドル建投資証券クラス						
EUR	66,734	SGD	105,291	BNY Mellon	14/9/2018	804
SGD	1,235,172	EUR	779,502	BNY Mellon	14/9/2018	(6,072)
未実現純評価損						(5,268)
未実現純評価損合計 （ユーロ建の基礎となるエクスポージャー－952,912ユーロ）						(4,703)

業種別内訳　2018年８月31日現在

	純資産比率（%）
金融	38.97
エネルギー	32.88
消費者主要品	6.05
材料	5.93
通信サービス	5.89
ヘルスケア	3.63
情報技術	3.14
投資ファンド	1.42
一般消費財	1.37
その他の純資産	0.72
	100.00

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

投資有価証券明細表　2018年８月31日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品

	保有高	銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
ファンド				
		アイルランド		
	291,839,420	Institutional Cash Series plc - Institutional Euro Liquidity Fund~	291,839,420	2.48
	416,307	iShares € Corporate Bond 1-5 year UCITS ETF*~	45,797,934	0.39
ファンド合計			337,637,354	2.87
債券				
		アルゼンチン		
USD	11,277,707	Argentina Bonar Bonds 7.625% 18/4/2037*	7,507,366	0.06
EUR	10,280,000	Argentine Republic Government International Bond 3.875% 15/1/2022	8,770,125	0.08
EUR	14,518,000	Argentine Republic Government International Bond 5% 15/1/2027	10,779,615	0.09
USD	19,869,000	Argentine Republic Government International Bond 5.875% 11/1/2028*	12,293,056	0.10
USD	3,452,000	Argentine Republic Government International Bond 6.875% 11/1/2048	2,048,264	0.02
			41,398,426	0.35
		オーストラリア		
EUR	28,075,000	Australia & New Zealand Banking Group Ltd 0.375% 19/11/2019	28,304,089	0.24
EUR	7,175,000	National Australia Bank Ltd 0.625% 30/8/2023	7,163,520	0.06
			35,467,609	0.30
		オーストリア		
EUR	29,000,000	Raiffeisen Bank International AG 0.25% 5/7/2021	29,007,395	0.25
		ベルギー		
EUR	4,471,000	Anheuser-Busch InBev SA/NV FRN 17/3/2020	4,516,582	0.04
EUR	13,600,000	Belfius Bank SA 0.625% 30/8/2023*	13,578,240	0.12
EUR	11,200,000	Belfius Bank SA 0.75% 12/9/2022	11,151,504	0.09
EUR	2,086,000	Elia System Operator SA/NV 5.25% 13/5/2019*	2,162,473	0.02
EUR	8,100,000	KBC Bank NV 1.25% 28/5/2020	8,319,193	0.07
EUR	18,560,000	KBC Group NV FRN 19/3/2019 (Perpetual)*	18,910,413	0.16
EUR	11,000,000	KBC Group NV FRN 25/11/2024*	11,274,471	0.10
EUR	22,100,000	KBC Group NV 0.75% 1/3/2022	22,266,302	0.19
EUR	10,700,000	KBC Group NV 0.875% 27/6/2023	10,742,938	0.09
EUR	18,096,056	Kingdom of Belgium Government Bond ‘144A’ 0.8% 22/6/2028	18,261,228	0.15
EUR	102,321,854	Kingdom of Belgium Government Bond ‘144A’ 1.6% 22/6/2047	101,047,522	0.86
			222,230,866	1.89
		カナダ		
EUR	19,850,000	Bank of Nova Scotia/The 0.5% 23/7/2020	20,114,694	0.17
EUR	15,375,000	Canadian Imperial Bank of Commerce 0.1% 14/12/2018	15,392,912	0.13
EUR	10,125,000	Canadian Imperial Bank of Commerce 0.375% 15/10/2019	10,202,913	0.09
EUR	42,850,000	National Bank of Canada 0.25% 24/7/2023	42,770,728	0.36

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		カナダ（続き）		
EUR	24,800,000	Royal Bank of Canada 0.125% 11/3/2021*	24,947,701	0.21
EUR	27,225,000	Toronto-Dominion Bank/The 0.375% 12/1/2021*	27,555,326	0.24
EUR	10,725,000	Toronto-Dominion Bank/The 0.625% 20/7/2023	10,752,456	0.09
			151,736,730	1.29
		ケイマン諸島		
GBP	900,000	Trafford Centre Finance Ltd/The FRN 28/7/2035	891,044	0.01
		キプロス		
EUR	15,699,000	Cyprus Government International Bond 2.75% 27/6/2024*	16,697,954	0.14
EUR	15,538,000	Cyprus Government International Bond 3.75% 26/7/2023	17,296,878	0.15
EUR	5,090,000	Cyprus Government International Bond 3.875% 6/5/2022	5,597,498	0.05
EUR	14,940,000	Cyprus Government International Bond 4.25% 4/11/2025*	17,226,418	0.15
EUR	3,974,000	Cyprus Government International Bond ‘144A’ 4.625% 3/2/2020	4,224,203	0.03
			61,042,951	0.52
		チェコ共和国		
CZK	2,561,170,000	Czech Republic Government Bond 10/2/2020 (Zero Coupon)	97,864,499	0.83
CZK	993,470,000	Czech Republic Government Bond 0.75% 23/2/2021	37,899,988	0.32
EUR	33,065,000	Raiffeisenbank AS 0.75% 5/11/2019	33,267,358	0.28
EUR	24,100,000	UniCredit Bank Czech Republic & Slovakia AS 0.625% 30/4/2020	24,328,825	0.21
			193,360,670	1.64
		デンマーク		
EUR	16,270,000	Danske Bank A/S FRN 6/4/2020 (Perpetual)	17,013,620	0.14
USD	20,800,000	Danske Bank A/S FRN 12/9/2023*	17,897,303	0.15
EUR	9,900,000	Danske Bank A/S 0.25% 28/11/2022	9,825,354	0.08
EUR	14,775,000	Danske Bank A/S 0.875% 22/5/2023*	14,704,671	0.13
DKK	397,388,000	Nordea Kredit Realkreditaktieselskab 1% 1/4/2022	55,288,184	0.47
DKK	306,088,107	Nordea Kredit Realkreditaktieselskab 2% 1/10/2019	42,133,055	0.36
DKK	91,498,587	Nordea Kredit Realkreditaktieselskab 2% 1/4/2020	12,736,302	0.11
DKK	347,714,500	Nykredit Realkredit A/S 1% 1/10/2020	47,937,727	0.41
DKK	153,967,981	Nykredit Realkredit A/S 1% 1/1/2021	21,239,216	0.18
DKK	493,456,549	Nykredit Realkredit A/S 1% 1/1/2022	68,564,744	0.58
DKK	397,388,000	Nykredit Realkredit A/S 1% 1/1/2023	55,388,665	0.47
DKK	430,172,510	Realkredit Danmark A/S ‘144A’ 1% 1/1/2021	59,411,783	0.51
DKK	390,135,669	Realkredit Danmark A/S ‘144A’ 1% 1/4/2022	54,332,031	0.46
DKK	400,323,704	Realkredit Danmark A/S ‘144A’ 2% 1/1/2020	55,403,161	0.47
DKK	394,809,933	Realkredit Danmark A/S 2% 1/10/2047	53,436,045	0.45
			585,311,861	4.97
		フィンランド		
EUR	24,050,000	OP Corporate Bank plc 0.375% 29/8/2023	23,811,665	0.20
EUR	23,900,000	OP Corporate Bank plc 1.125% 17/6/2019	24,150,830	0.21
			47,962,495	0.41

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		フランス		
EUR	12,700,000	Air Liquide Finance SA 0.125% 13/6/2020	12,744,069	0.11
EUR	17,300,000	APRR SA FRN 3/1/2020	17,413,228	0.15
EUR	19,600,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA 0.25% 14/6/2019	19,670,462	0.17
EUR	27,500,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA 0.375% 13/1/2022	27,591,438	0.23
EUR	22,700,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA 0.5% 16/11/2022	22,713,620	0.19
GBP	16,700,000	Banque Federative du Credit Mutuel SA 1.375% 20/12/2021	18,499,096	0.16
EUR	9,900,000	BNP Paribas SA 0.75% 11/11/2022	10,043,211	0.09
EUR	12,400,000	BNP Paribas SA 1.125% 10/10/2023	12,418,188	0.11
EUR	24,837,000	BNP Paribas SA 2% 28/1/2019*	25,058,794	0.21
EUR	7,900,000	BPCE SA 0.375% 5/10/2023	7,830,401	0.07
EUR	12,300,000	BPCE SA 0.625% 20/4/2020	12,458,115	0.11
EUR	9,900,000	BPCE SA 1.125% 18/1/2023	9,969,498	0.08
EUR	37,000,000	BPCE SFH SA 1.5% 30/1/2020	37,955,370	0.32
EUR	33,800,000	BPCE SFH SA 1.75% 29/11/2019	34,678,313	0.29
EUR	14,900,000	BPCE SFH SA 2.125% 17/9/2020*	15,628,509	0.13
EUR	600,000	BPCE SFH SA 3.75% 13/9/2021	670,233	0.01
EUR	55,000,000	Caisse Centrale du Credit Immobilier de France SA 0.375% 31/7/2020	55,680,735	0.47
EUR	10,300,000	Caisse Francaise de Financement Local 0.375% 16/9/2019	10,378,428	0.09
EUR	1,200,000	Caisse Francaise de Financement Local 1.75% 16/7/2020	1,246,045	0.01
EUR	4,735,000	Carrefour SA 1.75% 22/5/2019	4,794,756	0.04
EUR	7,950,000	Carrefour SA 4% 9/4/2020	8,462,271	0.07
EUR	4,900,000	Cars Alliance Auto Loans France V 2018-1 FRN 21/10/2029	4,907,404	0.04
EUR	8,800,000	Cars Alliance Auto Loans France V 2018-1 'Series 2018-F1V A' FRN 21/10/2029	8,810,794	0.08
EUR	23,100,000	Christian Dior SE 1.375% 19/6/2019	23,261,469	0.20
EUR	47,000,000	Cie de Financement Foncier SA 0.2% 16/9/2022	47,223,955	0.40
EUR	79,750,000	Cie de Financement Foncier SA 0.375% 29/10/2020	80,805,491	0.69
EUR	33,600,000	Cie de Financement Foncier SA 1.125% 11/3/2019	33,846,456	0.29
EUR	19,164,000	Cie de Financement Foncier SA 4.375% 25/4/2019	19,737,004	0.17
EUR	9,400,000	Cie de Saint-Gobain 27/3/2020 (Zero Coupon)	9,403,959	0.08
EUR	9,900,000	Credit Agricole SA/London 0.75% 1/12/2022*	10,044,787	0.09
EUR	5,000,000	Credit Agricole SA/London 0.875% 19/1/2022	5,111,085	0.04
EUR	27,200,000	Credit Mutuel - CIC Home Loan SFH SA 1.125% 6/2/2019	27,368,912	0.23
EUR	24,200,000	Danone SA 0.167% 3/11/2020	24,327,776	0.21
GBP	77,300,000	Dexia Credit Local SA 0.875% 7/9/2021	84,895,768	0.72
EUR	352,531	Driver France FCT Compartment Driver France Three FRN 21/6/2024	354,172	0.00
EUR	13,400,000	Electricite de France SA FRN 29/1/2020 (Perpetual)	13,990,270	0.12
EUR	29,200,000	Engie SA FRN 2/6/2019 (Perpetual)	29,714,066	0.25
EUR	26,400,000	Engie SA FRN 16/4/2023 (Perpetual)	25,209,624	0.21
EUR	25,900,000	Engie SA 1.375% 19/5/2020	26,547,479	0.23
EUR	6,900,000	FCT Noria 2018-1 FRN 25/6/2038	6,908,016	0.06
EUR	4,815,145	FCT SapphireOne Auto 2017-1 'Series 2017-1 A' FRN 24/1/2034	4,822,610	0.04
EUR	72,564,042	French Republic Government Bond OAT 25/5/2022 (Zero Coupon)*	73,285,448	0.62

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		フランス（続き）		
EUR	44,706,150	French Republic Government Bond OAT ‘144A’ 1.75% 25/6/2039†	48,220,053	0.41
EUR	213,926,876	French Republic Government Bond OAT 3.5% 25/4/2020*†	228,254,276	1.94
EUR	17,700,000	Gecina SA FRN 30/6/2022	17,675,928	0.15
EUR	12,100,000	HSBC France SA 0.2% 4/9/2021	12,112,161	0.10
EUR	39,000,000	HSBC France SA 0.6% 20/3/2023	39,167,310	0.33
EUR	7,684,000	Orange SA FRN 1/10/2021 (Perpetual)	8,301,870	0.07
EUR	8,743,000	RCI Banque SA FRN 8/7/2020	8,758,475	0.07
EUR	12,294,000	RCI Banque SA FRN 12/4/2021*	12,353,749	0.11
EUR	7,054,000	RCI Banque SA FRN 14/3/2022	7,067,685	0.06
EUR	7,476,000	RCI Banque SA FRN 12/1/2023*	7,392,381	0.06
EUR	15,200,000	RCI Banque SA 0.25% 12/7/2021	15,159,796	0.13
EUR	4,623,000	RCI Banque SA 0.375% 10/7/2019	4,641,423	0.04
EUR	9,935,000	RCI Banque SA 0.625% 4/3/2020	10,037,086	0.09
EUR	9,935,000	RCI Banque SA 0.625% 10/11/2021	9,996,122	0.09
EUR	6,880,000	RCI Banque SA 0.75% 26/9/2022	6,892,143	0.06
GBP	3,204,000	RCI Banque SA 3% 9/5/2019	3,609,849	0.03
EUR	2,400,000	RTE Reseau de Transport d’Electricite SADIR 2.125% 20/9/2019	2,456,246	0.02
EUR	5,200,000	Safran SA FRN 28/6/2019	5,208,398	0.04
EUR	15,800,000	Safran SA FRN 28/6/2021	15,867,150	0.13
EUR	23,400,000	Sanofi 13/1/2020 (Zero Coupon)	23,458,734	0.20
EUR	9,900,000	Sanofi 21/3/2020 (Zero Coupon)	9,926,631	0.08
EUR	14,200,000	Societe Generale SA FRN 1/4/2022	14,289,176	0.12
EUR	35,100,000	Societe Generale SA 0.5% 13/1/2023*	34,210,917	0.29
EUR	9,000,000	Societe Generale SA 0.75% 25/11/2020	9,165,870	0.08
EUR	2,600,000	Societe Generale SA 1% 1/4/2022	2,613,091	0.02
GBP	2,905,000	Societe Generale SA 5% 20/12/2018	3,273,558	0.03
EUR	5,300,000	Sodexo SA 1.75% 24/1/2022	5,553,057	0.05
EUR	10,675,000	TOTAL SA FRN 26/2/2021 (Perpetual)	10,951,198	0.09
EUR	5,350,000	Veolia Environnement SA 4.247% 6/1/2021	5,869,658	0.05
			1,508,965,316	12.82
		ドイツ		
EUR	9,239,000	Bayer AG FRN 1/7/2075	9,427,129	0.08
EUR	135,349,364	Bundesrepublik Deutschland Bundesanleihe 2% 4/1/2022*	146,662,541	1.25
EUR	20,639,000	Commerzbank AG 0.5% 28/8/2023	20,490,915	0.17
EUR	3,245,942	Compartment VCL 24 FRN 21/8/2022	3,255,769	0.03
EUR	6,209,000	Continental AG 5/2/2020 (Zero Coupon)	6,218,282	0.05
EUR	9,935,000	Deutsche Bahn Finance GMBH 19/7/2021 (Zero Coupon)	9,969,127	0.08
EUR	13,400,000	Deutsche Bank AG FRN 16/5/2022	13,068,216	0.11
EUR	48,100,000	Deutsche Bank AG 0.375% 18/1/2021	47,367,678	0.40
EUR	19,200,000	Deutsche Bank AG 1% 18/3/2019	19,277,376	0.16
EUR	18,031,000	Deutsche Bank AG 1.125% 30/8/2023	18,028,746	0.15
EUR	13,700,000	Deutsche Bank AG 1.5% 20/1/2022	13,698,014	0.12
EUR	26,700,000	Erste Abwicklungsanstalt 7/6/2019 (Zero Coupon)	26,784,372	0.23
EUR	47,500,000	Erste Abwicklungsanstalt 12/6/2020 (Zero Coupon)	47,804,962	0.41

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		ドイツ（続き）		
EUR	7,950,000	Eurogrid GmbH 3.875% 22/10/2020	8,594,917	0.07
EUR	28,600,000	FMS Wertmanagement 13/11/2020 (Zero Coupon)	28,843,386	0.25
EUR	3,994,000	Fresenius SE & Co KGaA 2.375% 1/2/2019	4,033,381	0.03
EUR	1,500,000	Globaldrive Auto Receivables 2016-B BV 'Series 2016-B B' FRN 20/8/2024	1,518,163	0.01
EUR	12,100,000	IHO Verwaltungs GmbH 2.75% 15/9/2021	12,279,746	0.10
EUR	251,347,000	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau 30/6/2021 (Zero Coupon)	253,712,590	2.16
EUR	58,957,000	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau 0.125% 7/6/2023	59,448,996	0.51
EUR	1,400,000	Landesbank Baden-Wuerttemberg FRN 27/5/2026	1,441,604	0.01
EUR	2,181,038	Red & Black Auto Germany 5 UG haftungsbeschrankt FRN 15/1/2027	2,190,222	0.02
EUR	44,632,000	State of Hesse 0.375% 4/7/2022	45,535,240	0.39
EUR	53,647,000	State of Lower Saxony 0.4% 10/7/2020*	54,481,707	0.46
EUR	11,127,000	Symrise AG 1.75% 10/7/2019	11,273,709	0.10
EUR	11,900,000	Volkswagen Bank GmbH FRN 15/6/2021	11,861,325	0.10
EUR	17,100,000	Volkswagen Bank GmbH FRN 8/12/2021	17,181,396	0.15
EUR	10,903,000	Volkswagen Financial Services AG 0.875% 12/4/2023	10,835,510	0.09
EUR	11,450,000	Volkswagen Leasing GmbH 1% 16/2/2023	11,429,619	0.10
			916,714,638	7.79
		ギリシャ		
EUR	10,125,000	Alpha Bank AE 2.5% 5/2/2023	10,284,064	0.09
EUR	34,494,000	Hellenic Republic Government Bond '144A' 4.375% 1/8/2022	35,796,666	0.30
EUR	42,320,000	National Bank of Greece SA 2.75% 19/10/2020	43,785,118	0.37
			89,865,848	0.76
		アイスランド		
EUR	6,325,000	Arion Banki HF 0.75% 29/6/2020*	6,363,330	0.06
EUR	6,175,000	Iceland Government International Bond 0.5% 20/12/2022	6,261,110	0.05
EUR	11,210,000	Islandsbanki HF FRN 19/1/2024	11,028,174	0.09
EUR	5,000,000	Landsbankinn HF 1.375% 14/3/2022	5,066,675	0.04
			28,719,289	0.24
		インドネシア		
IDR	76,575,000,000	Indonesia Treasury Bond 6.125% 15/5/2028	3,859,689	0.03
		国際機関		
EUR	124,183,750	European Stability Mechanism 18/10/2022 (Zero Coupon)	124,624,459	1.06
EUR	39,823,245	European Stability Mechanism 0.1% 31/7/2023	39,918,821	0.34
			164,543,280	1.40
		アイルランド		
EUR	9,440,000	Allied Irish Banks Plc FRN 26/11/2025	10,016,199	0.09
EUR	150,000	Avoca CLO XIV Designated Activity Co FRN 12/1/2031	140,974	0.00
EUR	150,000	Avoca CLO XIV Designated Activity Co FRN 12/1/2031	145,311	0.00
EUR	25,040,000	Bank of Ireland FRN 11/6/2024	25,701,056	0.22
SEK	98,270,000	Bluestep Mortgage Securities NO 4 DAC FRN 10/8/2066	9,284,890	0.08

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		アイルランド（続き）		
EUR	17,000,000	Caterpillar International Finance DAC 0.75% 13/10/2020	17,302,430	0.15
EUR	15,374,000	Fresenius Finance Ireland Plc 0.875% 31/1/2022*	15,649,754	0.13
EUR	8,958,000	GE Capital European Funding Unlimited Co 2.25% 20/7/2020	9,340,156	0.08
EUR	134,118,450	Ireland Government Bond 18/10/2022 (Zero Coupon)	134,618,041	1.14
EUR	36,525,918	Ireland Government Bond 0.9% 15/5/2028	36,695,764	0.31
EUR	98,593,562	Ireland Government Bond 1% 15/5/2026	101,842,220	0.87
EUR	53,898,728	Ireland Government Bond 1.3% 15/5/2033	53,454,063	0.45
EUR	1,949,438	SCF Rahoituspalvelut Kimi VI DAC FRN 25/11/2026	1,952,515	0.02
			416,143,373	3.54
		イタリア		
EUR	6,434,000	2i Rete Gas SpA 1.75% 16/7/2019	6,524,559	0.06
EUR	3,400,000	Assicurazioni Generali SpA FRN 12/12/2042	3,979,955	0.03
EUR	16,030,000	Banca Monte dei Paschi di Siena SpA 1.25% 20/1/2022	16,292,921	0.14
EUR	41,170,000	BPER Banca 3.375% 22/10/2018	41,339,826	0.35
EUR	4,943,000	Buzzi Unicem SpA 2.125% 28/4/2023*	5,081,750	0.04
EUR	6,209,067	Driver Italia One SRL FRN 21/4/2029	6,200,884	0.05
EUR	1,300,000	Driver Italia One SRL FRN 21/4/2029	1,308,286	0.01
EUR	13,900,000	Enel SpA FRN 15/1/2075*	14,585,826	0.12
EUR	10,300,000	FCA Bank SpA/Ireland 0.25% 12/10/2020	10,236,295	0.09
EUR	9,385,000	Intesa Sanpaolo SpA FRN 19/1/2021 (Perpetual)*	9,700,148	0.08
EUR	35,575,000	Intesa Sanpaolo SpA 0.875% 27/6/2022	34,455,277	0.29
EUR	10,950,000	Intesa Sanpaolo SpA 1.125% 14/1/2020	11,001,468	0.09
EUR	19,900,000	Intesa Sanpaolo SpA 3% 28/1/2019	20,106,960	0.17
USD	13,086,000	Intesa Sanpaolo SpA ‘144A’ 3.375% 12/1/2023	10,396,182	0.09
EUR	14,200,000	Italgas SpA 0.5% 19/1/2022	14,045,575	0.12
EUR	109,282,000	Italy Buoni Ordinari del Tesoro BOT 14/5/2019 (Zero Coupon)	108,813,595	0.93
EUR	36,294,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 0.25% 20/11/2023	33,519,282	0.29
EUR	208,629,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 0.35% 15/6/2020*	204,837,564	1.74
EUR	81,358,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 0.45% 1/6/2021	78,208,563	0.67
EUR	95,017,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 0.65% 15/10/2023	86,171,411	0.73
EUR	21,091,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 0.95% 1/3/2023*	19,680,696	0.17
EUR	52,903,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 1.25% 27/10/2020	53,587,341	0.46
EUR	413,865,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 1.65% 23/4/2020	422,478,671	3.59
EUR	102,129,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 2.1% 15/9/2021	117,816,813	1.00
EUR	63,620,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 2.45% 1/10/2023	62,892,149	0.54
EUR	19,869,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4.25% 1/3/2020	20,719,441	0.18
EUR	46,710,000	Italy Certificati di Credito del Tesoro/ CCTS-eu FRN 15/10/2024	42,729,673	0.36
EUR	69,980,000	Italy Certificati di Credito del Tesoro/ CCTS-eu FRN 15/9/2025	60,423,181	0.51
EUR	25,975,000	Mediobanca Banca di Credito Finanziario SpA 0.625% 27/9/2022*	24,695,601	0.21

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		イタリア（続き）		
EUR	11,375,000	Mediobanca Banca di Credito Finanziario SpA 0.75% 17/2/2020	11,366,355	0.10
EUR	18,333,000	Mediobanca Banca di Credito Finanziario SpA 1.125% 17/6/2019	18,487,639	0.16
EUR	4,439,956	Sunrise SPV FRN 27/4/2041	4,460,592	0.04
EUR	12,300,000	Sunrise SPV 40 Srl 'Series 2018-1 A' FRN 27/7/2042	12,260,480	0.10
EUR	1,375,000	Taurus 2018-1 IT SRL 'Series 2018-IT1 A' FRN 18/5/2030	1,374,442	0.01
EUR	305,000	Taurus 2018-1 IT SRL 'Series 2018-IT1 B' FRN 18/5/2030	305,077	0.00
EUR	43,125,000	UniCredit SpA FRN 28/10/2025	45,136,781	0.38
			1,635,221,259	13.90
		日本		
JPY	4,851,200,000	Japanese Government CPI Linked Bond 0.1% 10/3/2028	39,617,553	0.34
		ジャージー		
GBP	2,650,000	CPUK Finance Ltd 4.25% 28/8/2022	2,957,885	0.03
EUR	11,900,000	Glencore Finance Europe Ltd 1.25% 17/3/2021	12,063,422	0.10
EUR	9,400,000	Glencore Finance Europe Ltd 1.875% 13/9/2023*	9,540,671	0.08
EUR	9,900,000	Glencore Finance Europe Ltd 2.75% 1/4/2021	10,382,060	0.09
			34,944,038	0.30
		ルクセンブルグ		
EUR	20,415,000	Allergan Funding SCS 0.5% 1/6/2021	20,526,407	0.17
GBP	11,553,749	Compartment Driver UK Six FRN 25/2/2026	12,844,326	0.11
EUR	724,780	Compartment VCL 23 FRN 21/1/2022	726,587	0.01
EUR	3,213,113	Compartment VCL 24 'B' FRN 21/8/2022	3,219,713	0.03
EUR	2,300,000	Compartment VCL 25 FRN 21/9/2023	2,304,604	0.02
EUR	291,603,000	European Financial Stability Facility 0.1% 19/1/2021*	294,674,556	2.50
EUR	151,718,000	European Financial Stability Facility 0.125% 4/11/2019*	152,753,855	1.30
EUR	40,652,000	European Financial Stability Facility 0.4% 17/2/2025*	40,889,814	0.35
EUR	49,674,000	European Financial Stability Facility 1.375% 7/6/2021	51,968,323	0.44
EUR	10,928,000	European Financial Stability Facility 1.75% 29/10/2020	11,427,373	0.10
EUR	1,655,000	GELF Bond Issuer I SA 1.75% 22/11/2021	1,718,858	0.01
EUR	488,000	HeidelbergCement Finance Luxembourg SA 2.25% 12/3/2019	493,831	0.00
EUR	12,325,000	John Deere Bank SA FRN 19/3/2019	12,341,331	0.11
			605,889,578	5.15
		メキシコ		
EUR	39,300,000	Petroleos Mexicanos 2.5% 24/11/2022	39,318,471	0.33
		モンテネグロ		
EUR	7,650,000	Montenegro Government International Bond 3.375% 21/4/2025*	7,599,586	0.06

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		オランダ		
EUR	24,775,000	ABN AMRO Bank NV 0.5% 17/7/2023	24,727,060	0.21
EUR	9,935,000	ABN AMRO Bank NV 0.625% 31/5/2022	10,079,726	0.09
GBP	2,915,000	ABN AMRO Bank NV 4.875% 16/1/2019	3,293,110	0.03
EUR	4,967,000	ABN AMRO Bank NV 5% 9/2/2022	5,762,068	0.05
EUR	6,400,000	Bayer Capital Corp BV FRN 26/6/2022	6,435,648	0.05
EUR	5,500,000	Bayer Capital Corp BV 0.625% 15/12/2022	5,527,143	0.05
EUR	16,169,000	BMW Finance NV 0.125% 12/1/2021	16,210,966	0.14
EUR	17,684,000	BMW Finance NV 0.5% 21/1/2020	17,846,830	0.15
EUR	23,446,000	BMW Finance NV 0.5% 22/11/2022	23,526,185	0.20
EUR	7,451,000	Cooperatieve Rabobank UA 4.125% 14/1/2020	7,889,244	0.07
EUR	6,954,000	Cooperatieve Rabobank UA 4.125% 12/1/2021	7,637,190	0.06
EUR	19,050,000	Daimler International Finance BV 0.25% 9/8/2021	19,070,860	0.16
EUR	21,732,000	Daimler International Finance BV 0.25% 11/5/2022*	21,601,934	0.18
EUR	18,975,000	de Volksbank NV 0.125% 28/9/2020	19,011,527	0.16
EUR	22,200,000	de Volksbank NV 0.75% 25/6/2023	22,260,273	0.19
EUR	9,935,000	Deutsche Telekom International Finance BV 0.375% 30/10/2021	10,014,547	0.09
EUR	750,000	Enexis Holding NV 1.875% 13/11/2020	781,867	0.01
EUR	17,650,000	Ferrari NV 0.25% 16/1/2021	17,512,418	0.15
EUR	9,575,000	Heineken NV 2.5% 19/3/2019	9,710,534	0.08
EUR	926,623	Highway 2015-I BV FRN 26/5/2025	929,537	0.01
EUR	7,000,000	Iberdrola International BV 3.5% 1/2/2021	7,580,914	0.06
EUR	12,170,000	innogy Finance BV 0.75% 30/11/2022	12,340,806	0.10
EUR	14,900,000	Koninklijke KPN NV FRN 14/9/2018 (Perpetual)	14,939,187	0.13
EUR	21,400,000	Nederlandse Gasunie NV 18/11/2019 (Zero Coupon)	21,458,636	0.18
EUR	10,275,000	NN Group NV 0.25% 1/6/2020	10,314,867	0.09
EUR	8,745,000	NN Group NV 0.875% 13/1/2023	8,873,552	0.08
EUR	6,425,000	PACCAR Financial Europe BV 0.125% 24/5/2019	6,428,437	0.05
EUR	9,750,000	RELX Finance BV 0.375% 22/3/2021	9,813,911	0.08
EUR	3,500,000	Schaeffler Finance BV 3.25% 15/5/2025	3,701,031	0.03
EUR	16,100,000	Telefonica Europe BV FRN 18/9/2018 (Perpetual)	16,137,996	0.14
EUR	2,300,000	Telefonica Europe BV FRN 4/12/2019 (Perpetual)	2,377,625	0.02
EUR	26,000,000	Telefonica Europe BV FRN 7/6/2023 (Perpetual)	24,326,900	0.21
EUR	7,825,000	Unilever NV 29/4/2020 (Zero Coupon)	7,842,841	0.07
EUR	18,560,000	Volkswagen International Finance NV FRN 4/9/2018 (Perpetual)	18,587,840	0.16
EUR	11,900,000	Volkswagen International Finance NV FRN 15/4/2019	11,927,489	0.10
EUR	29,800,000	Volkswagen International Finance NV 0.5% 30/3/2021	29,959,728	0.25
EUR	25,300,000	Vonovia Finance BV FRN 22/12/2022	25,249,780	0.21
			481,690,207	4.09
		ニュージーランド		
EUR	5,550,000	Chorus Ltd 1.125% 18/10/2023	5,566,900	0.05
NZD	104,762,000	New Zealand Government Inflation Linked Bond 2.129% 20/9/2025	67,586,041	0.57
NZD	46,445,000	New Zealand Government Inflation Linked Bond 2.571% 20/9/2040	31,012,357	0.26

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		ニュージーランド（続き）		
EUR	11,175,000	Westpac Securities NZ Ltd/London 0.875% 24/6/2019	11,279,821	0.10
			115,445,119	0.98
		ノルウェー		
EUR	6,565,000	DNB Boligkreditt AS 0.375% 20/10/2020	6,647,536	0.06
EUR	10,600,000	DNB Boligkreditt AS 1.125% 12/11/2018	10,628,620	0.09
NOK	205,688,000	Norway Government Bond ‘144A’ 2% 26/4/2028	21,632,859	0.18
EUR	10,600,000	Santander Consumer Bank AS 0.375% 17/2/2020	10,649,661	0.09
EUR	5,600,000	Santander Consumer Bank AS 0.75% 1/3/2023	5,608,232	0.05
EUR	7,200,000	Santander Consumer Bank AS 1% 25/2/2019	7,239,384	0.06
EUR	16,275,000	Sbanken Boligkreditt AS 0.375% 26/4/2023	16,366,140	0.14
EUR	9,000,000	SpareBank 1 Boligkreditt AS 1.5% 20/1/2020	9,222,043	0.08
			87,994,475	0.75
		ポルトガル		
EUR	17,700,000	Banco Comercial Portugues SA 0.75% 31/5/2022	17,934,525	0.15
EUR	49,200,000	Caixa Economica Montepio Geral Caixa Economica Bancaria SA 0.875% 17/10/2022	49,650,672	0.42
EUR	31,517,836	Portugal Obrigacoes do Tesouro OT ‘144A’ 2.875% 15/10/2025	34,728,558	0.30
EUR	75,331,850	Portugal Obrigacoes do Tesouro OT ‘144A’ 3.85% 15/4/2021	82,984,059	0.71
EUR	2,300,000	SAGRES Socidade de Titularizacao de Creditos SA/ Ulisses Finance No. 1 FRN 20/3/2033	2,307,713	0.02
EUR	20,949,008	TAGUS - Sociedade de Titularizacao de Creditos SA/ Volta IV 2.423% 12/2/2021	21,356,193	0.18
EUR	10,000,000	TAGUS - Sociedade de Titularizacao de Creditos SA/ Volta VI 1.1% 13/2/2023	10,003,023	0.09
EUR	42,879,918	TAGUS-Sociedade de Titularizacao de Creditos SA/Volta V 0.85% 12/2/2022	42,858,650	0.36
			261,823,393	2.23
		南アフリカ		
ZAR	225,582,611	Republic of South Africa Government Bond 8.75% 28/2/2048	11,799,822	0.10
		スペイン		
EUR	8,900,000	Amadeus Capital Markets SAU 19/5/2019 (Zero Coupon)	8,903,960	0.08
EUR	5,100,000	Amadeus Capital Markets SAU 0.125% 6/10/2020	5,108,568	0.04
EUR	7,759,000	Autonomous Community of Madrid Spain 0.747% 30/4/2022*	7,898,961	0.07
EUR	9,736,000	Autonomous Community of Madrid Spain 2.875% 6/4/2019	9,913,718	0.08
EUR	3,500,000	Banco Popular Espanol SA 1% 3/3/2022*	3,603,720	0.03
EUR	5,000,000	Banco Santander SA 1.375% 9/2/2022	5,098,772	0.04
EUR	54,700,000	Bankia SA FRN 22/5/2024	56,082,816	0.48
EUR	17,000,000	Bankinter SA 0.625% 9/10/2020	17,258,898	0.15
EUR	38,100,000	CaixaBank SA 0.75% 18/4/2023	37,391,531	0.32
EUR	3,850,000	CaixaBank SA 3.625% 18/1/2021	4,189,513	0.03
EUR	11,400,000	Cajamar Caja Rural SCC 3.75% 22/11/2018	11,495,141	0.10
EUR	4,300,000	Cedulas TDA 5 Fondo de Titulizacion de Activos 4.125% 29/11/2019	4,531,135	0.04

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		スペイン（続き）		
EUR	6,027,019	Driver Espana Five FDT FRN 21/12/2028	6,045,595	0.05
EUR	1,600,000	Driver Espana Five FDT FRN 21/12/2028	1,601,900	0.01
EUR	1,000,000	Driver Espana Four FT FRN 21/4/2028	1,002,906	0.01
EUR	4,578,897	Driver Espana Four FT FRN 21/4/2028	4,581,814	0.04
EUR	1,613,680	Driver Espana Three FT FRN 21/12/2026	1,622,230	0.01
EUR	60,600,000	FADE - Fondo de Amortizacion del Deficit Electrico 0.031% 17/6/2020	60,760,472	0.52
EUR	43,500,000	FADE - Fondo de Amortizacion del Deficit Electrico 0.85% 17/9/2019	44,032,151	0.37
EUR	8,000,000	FADE - Fondo de Amortizacion del Deficit Electrico 3.375% 17/3/2019	8,150,280	0.07
EUR	2,300,000	Naturgy Capital Markets SA 4.5% 27/1/2020	2,448,792	0.02
EUR	1,800,000	Naturgy Capital Markets SA 6% 27/1/2020	1,952,613	0.02
EUR	12,775,000	NorteGas Energia Distribucion SAU 0.918% 28/9/2022	12,806,363	0.11
EUR	9,900,000	PITCH1 5.125% 20/7/2022	11,743,826	0.10
EUR	12,000,000	Santander Consumer Finance SA 0.5% 4/10/2021*	12,064,620	0.10
EUR	9,900,000	Santander Consumer Finance SA 1% 26/5/2021	10,113,161	0.09
EUR	5,300,000	Santander Consumer Finance SA 1.5% 12/11/2020	5,464,141	0.05
EUR	229,869,000	Spain Government Bond 0.05% 31/1/2021	230,765,604	1.96
EUR	46,784,000	Spain Government Bond 0.35% 30/7/2023	46,608,537	0.40
EUR	271,128,000	Spain Government Bond 0.75% 30/7/2021	277,655,705	2.36
EUR	152,392,000	Spain Government Bond 1.15% 30/7/2020	156,565,163	1.33
EUR	204,822,000	Spain Government Bond 1.4% 31/1/2020	210,003,874	1.78
EUR	14,892,000	Spain Government Bond ‘144A’ 1.4% 30/7/2028	14,813,539	0.13
EUR	33,401,000	Spain Government Bond ‘144A’ 5.5% 30/4/2021	38,364,509	0.33
EUR	85,705,000	Spain Government Inflation Linked Bond ‘144A’ 0.55% 30/11/2019	91,187,043	0.77
EUR	3,679,016	SRF 2017-1 FT FRN 26/4/2063	3,718,017	0.03
EUR	400,000	SRF 2017-1 FT FRN 26/4/2063	401,648	0.00
EUR	1,300,000	SRF 2017-1 FT ‘Series 2017-1 B’ FRN 26/4/2063	1,315,432	0.01
EUR	400,000	SRF 2017-1 FT ‘Series 2017-1 C’ FRN 26/4/2063	403,042	0.00
EUR	2,000,000	Telefonica Emisiones SAU 0.318% 17/10/2020	2,012,304	0.02
EUR	9,900,000	Telefonica Emisiones SAU 4.71% 20/1/2020	10,554,196	0.09
EUR	3,900,000	Wizink Master Credit Cards FT FRN 26/12/2031	3,901,772	0.03
			1,444,137,982	12.27
		スウェーデン		
SEK	21,593,100	Bluestep Mortgage Securities No2 Ltd FRN 10/11/2055	2,051,345	0.02
EUR	19,900,000	Nordea Bank AB FRN 10/11/2025	20,408,594	0.17
EUR	11,450,000	Nordea Bank AB 0.875% 26/6/2023	11,435,344	0.10
EUR	9,900,000	Skandinaviska Enskilda Banken AB FRN 28/5/2026	10,333,611	0.09
SEK	369,000,000	Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 21/12/2022	36,314,841	0.31
SEK	609,000,000	Stadshypotek AB 4.5% 21/9/2022	66,840,421	0.57
EUR	8,400,000	Svenska Handelsbanken AB FRN 15/1/2024	8,480,892	0.07
EUR	17,900,000	Svenska Handelsbanken AB 0.25% 28/2/2022*	17,939,648	0.15
EUR	9,975,000	Svenska Handelsbanken AB 0.375% 3/7/2023	9,927,519	0.09
EUR	7,000,000	Swedbank AB FRN 26/2/2024	7,097,020	0.06

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		スウェーデン（続き）		
EUR	5,000,000	Swedbank AB 0.3% 6/9/2022	5,005,586	0.04
EUR	9,425,000	Swedbank AB 0.4% 29/8/2023	9,384,567	0.08
EUR	6,825,000	Swedbank Hypotek AB 0.15% 10/2/2021	6,880,078	0.06
SEK	210,300,000	Swedbank Hypotek AB 1% 16/12/2020	20,321,503	0.17
SEK	321,100,000	Swedbank Hypotek AB 1% 15/6/2022	31,028,673	0.26
			263,449,642	2.24
		スイス		
EUR	26,300,000	Credit Suisse AG FRN 18/9/2025*	28,991,805	0.25
EUR	18,125,000	Credit Suisse AG/London 1.125% 15/9/2020	18,562,266	0.16
USD	21,250,000	Credit Suisse Group AG FRN 12/6/2024*	18,361,727	0.16
EUR	32,535,000	UBS AG FRN 12/2/2026	35,536,354	0.30
EUR	29,650,000	UBS AG/London FRN 23/4/2021	29,831,903	0.25
EUR	13,800,000	UBS AG/London 0.125% 5/11/2021	13,776,816	0.12
EUR	49,675,000	UBS AG/London 0.25% 10/1/2022	49,619,116	0.42
EUR	23,100,000	UBS AG/London 0.625% 23/1/2023	23,183,275	0.20
EUR	18,100,000	UBS Group Funding Switzerland AG FRN 20/9/2022	18,214,120	0.15
			236,077,382	2.01
		英国		
GBP	8,111,000	Azure Finance No 1 Plc FRN 30/6/2027	9,031,224	0.08
GBP	2,725,000	Azure Finance No 1 Plc FRN 30/6/2027	3,033,339	0.03
GBP	11,620,691	Azure Finance No 1 Plc FRN 30/6/2027	12,937,576	0.11
GBP	6,692,000	BAMS CMBS 2018-1 DAC ‘Series 2018-1 A’ FRN 17/5/2028	7,462,464	0.06
GBP	1,870,000	BAMS CMBS 2018-1 DAC ‘Series 2018-1 B’ FRN 17/5/2028	2,086,397	0.02
GBP	1,100,000	BAMS CMBS 2018-1 DAC ‘Series 2018-1 C’ FRN 17/5/2028	1,228,045	0.01
EUR	17,050,000	Barclays Bank Plc 6% 14/1/2021	18,963,650	0.16
EUR	6,950,000	Barclays Bank Plc 6.625% 30/3/2022	8,157,772	0.07
EUR	5,675,000	Barclays Plc FRN 15/9/2019 (Perpetual)	5,897,233	0.05
EUR	19,100,000	Barclays Plc FRN 11/11/2025	19,295,942	0.16
EUR	9,900,000	Barclays Plc 1.5% 1/4/2022	10,105,032	0.09
EUR	28,325,000	BAT International Finance Plc 0.375% 13/3/2019	28,346,669	0.24
EUR	18,545,000	BAT International Finance Plc 0.875% 13/10/2023	18,592,796	0.16
EUR	5,000,000	BAT International Finance Plc 1% 23/5/2022	5,086,185	0.04
EUR	4,700,000	BAT International Finance Plc 3.625% 9/11/2021	5,189,061	0.04
EUR	3,300,000	BAT International Finance Plc 4% 7/7/2020	3,540,925	0.03
EUR	2,000,000	BAT International Finance Plc 4.875% 24/2/2021	2,232,943	0.02
GBP	4,009,000	BAT International Finance Plc 6.375% 12/12/2019	4,745,150	0.04
GBP	6,040,000	Bavarian Sky UK 1 Plc FRN 20/11/2025	6,722,213	0.06
EUR	2,500,000	BP Capital Markets Plc 1.109% 16/2/2023*	2,577,100	0.02
EUR	31,300,000	BP Capital Markets Plc 1.526% 26/9/2022	32,840,588	0.28
GBP	608,724	Brass No 3 Plc FRN 16/4/2051	678,902	0.01
GBP	4,670,000	Brass NO 6 Plc FRN 16/12/2060	5,186,954	0.04
EUR	5,000,000	British Telecommunications Plc 0.625% 10/3/2021	5,060,985	0.04

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		英国（続き）		
EUR	25,325,000	British Telecommunications Plc 1.125% 10/6/2019	25,570,146	0.22
EUR	19,900,000	British Telecommunications Plc 1.125% 10/3/2023	20,285,739	0.17
GBP	1,601,250	Broadgate Financing Plc FRN 5/1/2020	1,777,741	0.02
GBP	7,582,751	Bumper 8 UK Finance Plc FRN 20/11/2027	8,454,054	0.07
GBP	3,600,000	Bumper 8 UK Finance Plc FRN 20/11/2027	4,041,588	0.03
GBP	400,000	Canary Wharf Finance II Plc FRN 22/10/2037	384,783	0.00
GBP	4,476,000	Canary Wharf Finance II Plc FRN 22/10/2037	4,473,459	0.04
GBP	4,788,711	Castell 2017-1 Plc ‘Series 2017-1 A’ FRN 25/10/2044	5,348,113	0.05
EUR	20,400,000	Centrica Plc FRN 10/4/2076	20,927,001	0.18
EUR	3,375,000	Channel Link Enterprises Finance Plc FRN 30/6/2050	3,479,895	0.03
GBP	2,350,000	Channel Link Enterprises Finance Plc FRN 30/6/2050	2,614,676	0.02
EUR	10,025,000	Channel Link Enterprises Finance Plc FRN 30/6/2050	10,246,252	0.09
GBP	5,980,170	Compartment Driver UK Five FRN 25/7/2025	6,659,365	0.06
GBP	5,892,854	Compartment Driver UK Four ‘A’ FRN 25/3/2025	6,570,209	0.06
GBP	7,877,143	Compartment Driver UK Four ‘B’ FRN 25/3/2025	8,810,139	0.07
GBP	2,447,013	Compartment Driver UK three FRN 25/1/2024	2,726,875	0.02
GBP	8,158,000	Delamare Cards MTN Issuer Plc ‘Series 2017-1 A1’ FRN 19/10/2022	9,058,683	0.08
EUR	3,925,000	Diageo Finance Plc 17/11/2020 (Zero Coupon)*	3,925,118	0.03
EUR	5,000,000	Diageo Finance Plc 1.125% 20/5/2019	5,031,425	0.04
GBP	770,479	Dignity Finance Plc 3.546% 31/12/2034	914,617	0.01
GBP	190,000	Dignity Finance Plc 4.696% 31/12/2049	204,674	0.00
GBP	1,029,611	E-CARAT 5 Plc FRN 18/4/2023	1,153,944	0.01
GBP	711,669	E-Carat 6 Plc FRN 18/6/2024	793,995	0.01
GBP	3,252,574	E-CARAT 9 Plc FRN 18/9/2024	3,617,026	0.03
GBP	525,000	EI Group Plc 6.375% 15/2/2022	606,058	0.01
GBP	1,957,660	Eurosail 2006-1 Plc ‘Series 2006-1X A2C’ FRN 10/6/2044	2,160,255	0.02
EUR	8,560,000	FCE Bank Plc 1.875% 18/4/2019	8,659,510	0.07
GBP	5,923,055	Feldspar 2016-1 Plc ‘Series 2016-1 A’ FRN 15/9/2045	6,610,388	0.06
GBP	3,461,395	Finsbury Square 2016-2 Plc ‘Series 2016-2 A’ FRN 16/8/2058	3,863,465	0.03
GBP	543,988	Finsbury Square 2017-1 Plc FRN 12/3/2059	610,584	0.01
GBP	1,358,170	Finsbury Square 2017-1 Plc ‘Series 2017-1 A’ FRN 12/3/2059	1,512,080	0.01
GBP	1,229,973	Finsbury Square 2017-1 Plc ‘Series 2017-1 C’ FRN 12/3/2059	1,384,766	0.01
GBP	8,590,992	Finsbury Square 2017-2 Plc FRN 12/9/2065	9,538,113	0.08
GBP	729,984	Finsbury Square 2018-1 Plc FRN 12/9/2065	814,447	0.01
GBP	464,990	Finsbury Square 2018-1 Plc FRN 12/9/2065	518,157	0.00
GBP	681,985	Finsbury Square 2018-1 Plc FRN 12/9/2065	759,964	0.01
GBP	5,691,935	Finsbury Square 2018-1 Plc ‘Series 2018-1 A’ FRN 12/9/2065	6,312,569	0.05
GBP	3,800,214	Friary No 4 Plc FRN 21/1/2050	4,217,418	0.04
EUR	3,740,000	G4S International Finance Plc 1.5% 9/1/2023	3,813,267	0.03
EUR	19,900,000	G4S International Finance Plc 2.625% 6/12/2018	20,034,623	0.17
GBP	39,673	Gemgarto 2015-1 Plc ‘Series 2015-1 A’ FRN 16/2/2047	44,258	0.00

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		英国（続き）		
GBP	87,193	Gemgarto 2015-2 Plc ‘Series 2015-2 A’ FRN 16/2/2054	97,347	0.00
GBP	475,000	Gemgarto 2015-2 Plc ‘Series 2015-2 B’ FRN 16/2/2054	531,237	0.00
GBP	529,000	Gemgarto 2018-1 Plc FRN 16/9/2065	579,778	0.00
GBP	9,574,000	Gemgarto 2018-1 Plc FRN 16/9/2065	10,665,495	0.09
GBP	1,057,000	Gemgarto 2018-1 Plc FRN 16/9/2065	1,163,047	0.01
GBP	145,000	Gemgarto 2018-1 Plc FRN 16/9/2065	158,391	0.00
GBP	7,076,718	Globaldrive Auto Receivables UK 2016-A Plc ‘Series 2016-UKA A’ FRN 20/9/2024	7,896,640	0.07
GBP	4,899,000	Globaldrive Auto Receivables UK 2017-A Plc FRN 20/6/2025	5,453,808	0.05
GBP	8,685,000	Globaldrive Auto Receivables UK 2018-A Plc ‘Series 2018-UKA A’ FRN 20/6/2026	9,670,173	0.08
GBP	2,830,000	Globaldrive Auto Receivables UK 2018-A Plc ‘Series 2018-UKA B’ FRN 20/6/2026	3,132,942	0.03
GBP	2,261,417	Gosforth Funding 2015-1 Plc ‘Series 2015-1 A1’ FRN 16/6/2057	2,522,539	0.02
EUR	5,600,000	Gosforth Funding 2016-1 Plc ‘Series 2016-1X A2A’ FRN 15/2/2058	5,613,518	0.05
EUR	897,170	Gosforth Funding 2016-2 Plc ‘Series 2016-2X A1A’ FRN 24/7/2058	898,121	0.01
GBP	7,100,000	Gosforth Funding 2017-1 Plc FRN 19/12/2059	7,888,622	0.07
GBP	17,698,696	Greene King Finance Plc FRN 15/12/2033	19,970,299	0.17
GBP	1,599,798	Greene King Finance Plc 4.064% 15/3/2035*	1,898,661	0.02
GBP	8,090,457	Hawksmoor Mortgages 2016-1 Plc ‘Series 2016-1 A’ FRN 25/5/2053	9,078,328	0.08
GBP	2,875,000	Holmes Master Issuer Plc ‘Series 2018-1X A3’ FRN 15/10/2054	3,176,654	0.03
EUR	16,925,000	HSBC Holdings Plc FRN 27/9/2022	17,032,220	0.14
USD	15,225,000	HSBC Holdings Plc FRN 18/5/2024	13,128,091	0.11
EUR	15,425,000	Imperial Brands Finance Plc 0.5% 27/7/2021	15,506,367	0.13
EUR	18,651,000	Imperial Brands Finance Plc 2.25% 26/2/2021*	19,514,433	0.17
GBP	5,949,449	Kenrick NO 3 Plc FRN 11/10/2054	6,603,098	0.06
EUR	9,232,880	Kensington Mortgage Securities Plc ‘Series 2007-1X A3B’ FRN 14/6/2040	9,007,699	0.08
GBP	6,680,000	Lanark Master Issuer Plc FRN 22/12/2069	7,381,247	0.06
GBP	9,740,000	Lanark Master Issuer Plc FRN 22/12/2069	10,825,514	0.09
GBP	11,800,000	Lanark Master Issuer Plc ‘Series 2017-1X 2A’ FRN 22/12/2069	13,119,742	0.11
GBP	1,000,000	Lloyds Banking Group Plc FRN 27/6/2019 (Perpetual)	1,149,648	0.01
EUR	31,450,000	Lloyds Banking Group Plc FRN 15/1/2024	30,512,732	0.26
EUR	16,500,000	Lloyds Banking Group Plc FRN 21/6/2024*	16,485,232	0.14
EUR	971,966	Ludgate Funding Plc ‘Series 2007-1 BB’ FRN 1/1/2061	878,489	0.01
EUR	802,928	Ludgate Funding Plc ‘Series 2007-1 MB’ FRN 1/1/2061	726,950	0.01
GBP	8,175,000	Malt Hill No 2 Plc FRN 27/11/2055	9,122,573	0.08
GBP	4,886	Marketplace Originated Consumer Assets 2016-1 Plc ‘Series 2016-1 A’ FRN 20/10/2024	5,450	0.00
GBP	202,000	Marketplace Originated Consumer Assets 2016-1 Plc ‘Series 2016-1 B’ FRN 20/10/2024	226,022	0.00

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		英国（続き）		
GBP	5,663,660	Marketplace Originated Consumer Assets 2017-1 Plc FRN 20/12/2027	6,318,304	0.05
GBP	353,000	Marketplace Originated Consumer Assets 2017-1 Plc FRN 20/12/2027	394,426	0.00
GBP	316,000	Marketplace Originated Consumer Assets 2017-1 Plc FRN 20/12/2027	353,715	0.00
GBP	805,000	Mitchells & Butlers Finance Plc FRN 15/6/2036	672,825	0.01
GBP	2,000,000	Mitchells & Butlers Finance Plc 6.469% 15/9/2030	2,568,747	0.02
GBP	2,457,000	Motor 2017-1 Plc ‘Series 2017-1X A2’ FRN 25/9/2024	2,738,884	0.02
EUR	10,825,000	Nationwide Building Society 0.75% 25/6/2019*	10,917,770	0.09
EUR	58,025,000	Natwest Markets Plc 0.625% 2/3/2022	57,297,076	0.49
GBP	9,300,000	Newday Funding 2017-1 Plc ‘Series 2017-1 A’ FRN 15/7/2025	10,380,409	0.09
GBP	2,046,000	Newday Funding 2017-1 Plc ‘Series 2017-1 B’ FRN 15/7/2025	2,292,174	0.02
GBP	1,600,000	Newday Funding 2017-1 Plc ‘Series 2017-1 C’ FRN 15/7/2025	1,791,841	0.02
GBP	1,500,000	Newday Funding 2017-1 Plc ‘Series 2017-1 D’ FRN 15/7/2025	1,686,044	0.01
GBP	9,500,000	Newday Partnership Funding 2017-1 Plc ‘Series 2017-1 A’ FRN 15/12/2027	10,513,873	0.09
EUR	293,964	Newgate Funding Plc ‘Series 2006-1 BB’ FRN 1/12/2050	272,198	0.00
GBP	16,067,811	Oat Hill No 1 Plc FRN 25/2/2046	17,848,992	0.15
EUR	9,655,000	Paragon Mortgages No 10 Plc FRN 15/6/2041	9,437,890	0.08
EUR	1,335,395	Paragon Mortgages NO 22 Plc FRN 15/9/2042	1,339,211	0.01
GBP	780,961	Paragon Mortgages NO 23 Plc FRN 15/1/2043	871,931	0.01
EUR	722,641	Paragon Mortgages NO 23 Plc ‘A1’ FRN 15/1/2043	725,220	0.01
GBP	1,240,000	Paragon Mortgages NO 23 Plc ‘C’ FRN 15/1/2043	1,394,208	0.01
GBP	757,082	Paragon Mortgages NO 24 Plc FRN 15/7/2043	847,943	0.01
GBP	7,155,000	Paragon Mortgages No 25 Plc ‘A’ FRN 15/5/2050	7,902,031	0.07
GBP	640,000	Paragon Mortgages No 25 Plc ‘B’ FRN 15/5/2050	701,547	0.01
GBP	520,000	Paragon Mortgages No 25 Plc ‘C’ FRN 15/5/2050	573,397	0.00
GBP	7,711,000	PCL Funding II Plc ‘Series 2017-1 A’ FRN 15/6/2022	8,614,106	0.07
GBP	6,867,000	PCL Funding III Plc ‘Series 2017-2 A’ FRN 15/6/2023	7,634,107	0.06
GBP	246,000	PCL Funding III Plc ‘Series 2017-2 C’ FRN 15/6/2023	273,000	0.00
GBP	549,000	PCL Funding III Plc ‘2017-2 B’ FRN 15/6/2023	612,252	0.01
GBP	5,229,000	Pennon Group Plc FRN 22/5/2020 (Perpetual)	5,826,003	0.05
GBP	216,744	Precise Mortgage Funding No 1 Plc FRN 12/3/2047	242,077	0.00
GBP	3,702,197	Premiertel Plc 6.175% 8/5/2032	4,725,120	0.04
GBP	3,132,043	Residential Mortgage Securities 25 Plc FRN 16/12/2050	3,507,041	0.03
GBP	902,943	Residential Mortgage Securities 26 Plc FRN 14/2/2041	1,019,729	0.01
GBP	1,008,000	Residential Mortgage Securities 29 Plc FRN 20/12/2046	1,133,981	0.01
GBP	5,432,042	Residential Mortgage Securities 29 Plc ‘A’ FRN 20/12/2046	6,066,144	0.05
GBP	3,863,000	Residential Mortgage Securities 29 Plc ‘B’ FRN 20/12/2046	4,341,349	0.04
GBP	3,450,000	Residential Mortgage Securities 30 Plc FRN 20/3/2050	3,847,259	0.03
GBP	250,000	Residential Mortgage Securities 30 Plc FRN 20/3/2050	279,473	0.00

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		英国（続き）		
GBP	6,429,455	Residential Mortgage Securities 30 Plc FRN 20/3/2050	7,151,889	0.06
GBP	365,000	Ripon Mortgages Plc FRN 20/8/2056	407,718	0.00
GBP	10,539,000	Ripon Mortgages Plc FRN 20/8/2056	11,753,348	0.10
GBP	14,242,272	Ripon Mortgages Plc ‘A1’ FRN 20/8/2056	15,868,280	0.13
GBP	33,245,000	Ripon Mortgages Plc ‘B1’ FRN 20/8/2056	37,136,206	0.32
EUR	2,560,894	RMAC Securities No 1 Plc ‘Series 2006-NS1X M1C’ FRN 12/6/2044	2,457,366	0.02
EUR	17,475,000	Santander UK Group Holdings Plc FRN 18/5/2023	17,406,498	0.15
EUR	1,735,000	Santander UK Plc 0.875% 25/11/2020	1,765,723	0.01
GBP	854,943	Silver Arrow Compartment Silver Arrow UK 2017-1 ‘Series 2017-1UK A’ FRN 20/7/2023	952,263	0.01
GBP	8,230,000	Silverstone Master Issuer Plc FRN 21/1/2070	9,122,977	0.08
GBP	494,459	Small Business Origination Loan Trust 2018-1 DAC FRN 15/12/2026	551,780	0.00
GBP	167,763	Small Business Origination Loan Trust 2018-1 DAC FRN 15/12/2026	187,215	0.00
GBP	1,146,000	SSE Plc FRN 10/9/2020 (Perpetual)	1,306,178	0.01
EUR	12,655,000	SSE Plc 2% 17/6/2020	13,099,125	0.11
GBP	1,210,321	Stanlington No 1 Plc ‘Series 2017-1 A’ FRN 12/6/2046	1,354,994	0.01
GBP	261,000	Stanlington No 1 Plc ‘Series 2017-1 E’ FRN 12/6/2046	301,320	0.00
GBP	1,650,000	Stonegate Pub Co Financing Plc FRN 15/3/2022	1,830,817	0.02
EUR	2,571,546	Taurus 2015-2 DEU Ltd ‘Series 2015-DE2 A’ FRN 1/2/2026	2,574,529	0.02
EUR	2,004,000	Taurus 2015-2 DEU Ltd ‘Series 2015-DE2 D’ FRN 1/2/2026	2,014,902	0.02
EUR	2,502,000	Taurus 2015-2 DEU Ltd ‘Series 2015-DE2 E’ FRN 1/2/2026	2,520,265	0.02
GBP	2,673,009	Taurus 2017-2 UK DAC ‘Series 2017-UK2 A’ FRN 17/11/2027	2,984,217	0.03
GBP	1,893,091	Taurus 2017-2 UK DAC ‘Series 2017-UK2 B’ FRN 17/11/2027	2,113,353	0.02
GBP	891,335	Taurus 2017-2 UK DAC ‘Series 2017-UK2 C’ FRN 17/11/2027	995,280	0.01
EUR	9,900,000	Tesco Corporate Treasury Services Plc 1.375% 1/7/2019	10,003,207	0.09
GBP	1,027,095	Tesco Property Finance 1 Plc 7.623% 13/7/2039	1,517,996	0.01
GBP	1,939,149	Tesco Property Finance 3 Plc 5.744% 13/4/2040	2,470,549	0.02
GBP	1,086,632	Tesco Property Finance 4 Plc 5.801% 13/10/2040	1,407,260	0.01
GBP	6,322,515	Tolkien Funding Sukuk NO 1 Plc FRN 20/7/2052	7,045,057	0.06
GBP	12,855,376	Towd Point Mortgage Funding 2017-Auburn 11 Plc ‘Series 2017-A11X A1’ FRN 20/5/2045	14,377,361	0.12
GBP	1,177,853	Tower Bridge Funding No.1 Plc FRN 20/3/2056	1,317,437	0.01
GBP	300,000	Trinity Square 2015-1 Plc ‘Series 2015-1X B’ FRN 15/7/2051	336,429	0.00
GBP	1,905,667	Turbo Finance 6 Plc ‘A’ FRN 20/2/2023	2,127,088	0.02
GBP	11,660,000	Turbo Finance 7 Plc FRN 20/6/2023	13,144,412	0.11
GBP	1,050,000	Twin Bridges 2018-1 Plc FRN 12/9/2050	1,167,055	0.01
GBP	1,265,000	Twin Bridges 2018-1 Plc FRN 12/9/2050	1,411,035	0.01
GBP	2,186,000	Twin Bridges 2018-1 Plc FRN 12/9/2050	2,427,144	0.02

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		英国（続き）		
GBP	1,001,806	Unique Pub Finance Co Plc/The 5.659% 30/6/2027	1,239,849	0.01
GBP	6,465,000	Unique Pub Finance Co Plc/The 6.464% 30/3/2032	7,069,651	0.06
GBP	2,031,360	Unique Pub Finance Co Plc/The 6.542% 30/3/2021	2,384,005	0.02
GBP	2,767,000	Unique Pub Finance Co Plc/The 7.395% 28/3/2024	3,434,784	0.03
GBP	6,243,744	Warwick Finance Residential Mortgages No One Plc 'A' FRN 21/9/2049	6,990,999	0.06
GBP	7,900,000	Warwick Finance Residential Mortgages No One Plc 'B' FRN 21/9/2049	8,861,821	0.08
GBP	8,922,423	Warwick Finance Residential Mortgages No Two Plc FRN 21/9/2049	10,058,892	0.09
GBP	4,700,000	Warwick Finance Residential Mortgages No Two Plc FRN 21/9/2049	5,272,192	0.04
GBP	19,765,000	Westfield Stratford City Finance Plc FRN 4/11/2019	22,096,379	0.19
EUR	22,725,000	WPP Finance 2013 0.75% 18/11/2019	22,932,479	0.19
			1,192,061,312	10.13
		米国		
EUR	18,550,000	Bank of America Corp FRN 26/7/2019	18,619,377	0.16
EUR	16,650,000	Bank of America Corp FRN 21/9/2021	16,652,331	0.14
EUR	22,825,000	Bank of America Corp FRN 7/2/2022	23,026,202	0.20
EUR	24,400,000	Bank of America Corp FRN 4/5/2023	24,576,900	0.21
EUR	5,000,000	Bank of America Corp 1.375% 10/9/2021	5,189,921	0.04
EUR	2,845,000	Bank of America Corp 1.875% 10/1/2019	2,864,929	0.03
EUR	18,825,000	BAT Capital Corp FRN 16/8/2021	18,861,238	0.16
EUR	11,790,000	BAT Capital Corp 1.125% 16/11/2023	11,923,109	0.10
EUR	14,200,000	Becton Dickinson and Co 0.368% 6/6/2019	14,226,625	0.12
EUR	17,957,000	BMW US Capital LLC 0.625% 20/4/2022	18,205,187	0.16
EUR	5,000,000	Citigroup Inc 1.375% 27/10/2021	5,186,533	0.04
GBP	8,649,000	Citigroup Inc 5.125% 12/12/2018	9,733,963	0.08
GBP	283,000	Citigroup Inc 6.25% 2/9/2019	330,933	0.00
EUR	20,825,000	General Electric Co FRN 28/5/2020	20,862,693	0.18
EUR	17,950,000	General Electric Co 0.375% 17/5/2022	17,909,253	0.15
EUR	24,042,000	Goldman Sachs Group Inc/The FRN 31/12/2018	24,068,206	0.21
EUR	14,579,000	Goldman Sachs Group Inc/The FRN 16/12/2020	14,597,370	0.12
EUR	34,399,000	Goldman Sachs Group Inc/The FRN 9/9/2022*	34,508,389	0.29
EUR	23,148,000	Goldman Sachs Group Inc/The FRN 26/9/2023	22,988,858	0.20
EUR	19,845,000	Goldman Sachs Group Inc/The 0.75% 10/5/2019	19,964,070	0.17
EUR	5,961,000	Goldman Sachs Group Inc/The 2.5% 18/10/2021	6,380,878	0.05
USD	3,800,000	Holmes Master Issuer Plc 'Series 2011-3A A6' '144A' FRN 15/10/2054	3,289,200	0.03
EUR	2,223,000	International Business Machines Corp 1.875% 6/11/2020	2,314,881	0.02
EUR	24,100,000	JPMorgan Chase & Co 2.75% 24/8/2022*	26,322,820	0.22
EUR	1,345,000	JPMorgan Chase & Co 2.75% 1/2/2023	1,473,764	0.01
USD	4,638,000	Lanark Master Issuer Plc FRN 22/12/2069	3,985,015	0.03
EUR	39,700,000	Morgan Stanley FRN 9/11/2021	39,654,345	0.34
EUR	24,800,000	Morgan Stanley FRN 8/11/2022	24,930,200	0.21
EUR	8,700,000	National Grid North America Inc 0.75% 8/8/2023	8,746,632	0.08

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品（続き）

保有高		銘柄	時価（ユーロ）	純資産比率（%）
		米国（続き）		
USD	114,599	Paragon Mortgages No 13 Plc FRN 15/1/2039	94,109	0.00
EUR	30,750,000	Thermo Fisher Scientific Inc 1.5% 1/12/2020	31,666,811	0.27
EUR	9,900,000	Wells Fargo & Co 1.125% 29/10/2021	10,189,708	0.09
			483,344,450	4.11
債券合計			11,437,635,749	97.20
公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券および短期金融商品合計			11,775,273,103	100.07
投資有価証券合計			11,775,273,103	100.07
その他の純負債			(8,460,165)	(0.07)
純資産合計（ユーロ）			11,766,812,938	100.00

~ 関連当事者ファンドに対する投資。詳細については注記11を参照のこと。

* 当証券のすべてまたは一部は貸付有価証券を表す。

† 差入れた有価証券または保証として引渡した有価証券。詳細については注記14を参照のこと。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

未決済先渡為替予約　2018年８月31日現在

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益／（損）（ユーロ）
DKK	500,000,000	EUR	67,137,074	BNY Mellon	20/9/2018	(61,441)
EUR	138,792,937	CZK	3,584,050,000	Deutsche Bank	20/9/2018	(294,197)
EUR	589,547,329	DKK	4,391,090,000	RBS Plc	20/9/2018	477,052
EUR	3,279,369	GBP	2,900,000	HSBC Bank Plc	20/9/2018	49,303
EUR	742,148,468	GBP	651,380,000	Barclays	20/9/2018	16,631,003
EUR	29,960,016	GBP	26,600,000	Societe Generale	20/9/2018	332,510
EUR	9,645,335	GBP	8,590,000	State Street	20/9/2018	77,655
EUR	9,984,036	GBP	8,850,000	BNP Paribas	20/9/2018	126,764
EUR	40,960,538	JPY	5,196,320,000	Toronto Dominion	20/9/2018	664,223
EUR	21,815,306	NOK	206,830,000	Toronto Dominion	20/9/2018	527,396
EUR	25,723,610	NZD	43,280,000	JP Morgan	20/9/2018	1,080,308
EUR	68,769,149	NZD	119,070,000	Bank of America	20/9/2018	971,598
EUR	190,907,032	SEK	1,959,360,000	Morgan Stanley	20/9/2018	6,178,100
EUR	220,505,930	USD	257,670,000	Citibank	20/9/2018	(653,073)
EUR	23,908,651	USD	28,300,000	RBS Plc	20/9/2018	(381,332)
EUR	20,420,351	ZAR	325,190,000	Bank of America	20/9/2018	1,457,449
EUR	9,850,735	ZAR	156,870,000	Toronto Dominion	20/9/2018	703,128
GBP	2,840,000	EUR	3,180,099	Toronto Dominion	20/9/2018	(16,861)
GBP	6,870,000	EUR	7,718,178	BNP Paribas	20/9/2018	(66,262)
JPY	214,960,000	EUR	1,653,851	Deutsche Bank	20/9/2018	13,117
SEK	212,180,000	EUR	20,756,841	Goldman Sachs	20/9/2018	(752,459)
USD	3,370,000	EUR	2,883,060	Bank of America	20/9/2018	9,422
USD	17,590,000	EUR	15,037,543	Toronto Dominion	20/9/2018	60,012
USD	11,500,000	EUR	9,803,348	BNP Paribas	20/9/2018	67,139
USD	132,360,000	EUR	115,694,750	HSBC Bank Plc	20/9/2018	(2,089,729)
USD	12,350,000	EUR	10,653,655	State Street	20/9/2018	(53,609)
ZAR	189,160,000	EUR	12,151,346	Toronto Dominion	20/9/2018	(1,120,802)
CHF	29,145,042	EUR	25,752,305	UBS	5/10/2018	107,068
CHF	20,524,958	EUR	18,137,164	JP Morgan	5/10/2018	73,910
CZK	1,120,015,000	EUR	43,502,655	Societe Generale	5/10/2018	(64,323)
EUR	43,499,774	CHF	49,670,000	Citibank	5/10/2018	(570,672)
EUR	28,003,789	SEK	297,970,000	JP Morgan	5/10/2018	(90,651)
NOK	419,400,000	EUR	43,104,689	Morgan Stanley	5/10/2018	39,925
NOK	208,050,000	USD	25,056,529	Barclays	5/10/2018	(79,639)
NZD	76,495,000	USD	51,245,148	Morgan Stanley	5/10/2018	(428,069)
USD	50,323,327	AUD	68,470,000	ANZ	5/10/2018	791,435
USD	59,847,652	CAD	77,420,000	Toronto Dominion	5/10/2018	410,788
USD	25,646,105	EUR	21,900,000	Barclays	5/10/2018	87,679
EUR	1,473,364	JPY	190,000,000	Bank of America	14/11/2018	473
EUR	1,460,000	USD	1,704,687	Barclays	14/11/2018	3,204
SEK	135,931,862	EUR	13,159,069	Barclays	14/11/2018	(341,663)
SEK	15,450,000	EUR	1,476,704	Citibank	14/11/2018	(19,879)
SEK	60,350,000	EUR	5,802,871	Deutsche Bank	14/11/2018	(112,297)
USD	1,717,559	EUR	1,460,000	Citibank	14/11/2018	7,796
未実現純評価益						23,751,499

未決済先渡為替予約　2018年８月31日現在（続き）

通貨	買予約	通貨	売予約	取引相手	期日	未実現評価益／（損）（ユーロ）
ヘッジを使用したスイス・フラン建投資証券クラス						
CHF	93,888,334	EUR	81,336,307	BNY Mellon	14/9/2018	1,946,850
EUR	2,909,067	CHF	3,317,821	BNY Mellon	14/9/2018	(33,993)
未実現純評価益						1,912,857
ヘッジを使用した英ポンド建投資証券クラス						
EUR	834,413	GBP	748,576	BNY Mellon	14/9/2018	474
GBP	18,331,438	EUR	20,310,936	BNY Mellon	14/9/2018	110,960
未実現純評価益						111,434
ヘッジを使用した米ドル建投資証券クラス						
EUR	4,504,643	USD	5,176,226	BNY Mellon	14/9/2018	59,956
USD	298,983,261	EUR	257,220,943	BNY Mellon	14/9/2018	(489,825)
未実現純評価損						(429,869)
未実現純評価益合計 （ユーロ建の基礎となるエクスポージャー－3,318,972,859ユーロ）						25,345,921

未決済上場先物取引　2018年８月31日現在

契約数	通貨	契約／摘要	満期日	基礎となるエクスポージャー（ユーロ）	未実現評価益／（損）（ユーロ）
(1,521)	AUD	Australian 10 Year Bond	2018年９月	123,490,051	(877,447)
24,695	EUR	Euro Schatz	2018年９月	2,765,716,525	162,365
(916)	EUR	Euro-BTP	2018年９月	112,420,680	1,521,374
(1,440)	EUR	Euro BUXL	2018年９月	257,155,200	(3,054,684)
(2,501)	EUR	Euro-BTP	2018年９月	273,634,410	1,112,750
(2,661)	EUR	Euro Bund	2018年９月	434,248,590	(1,190,419)
(3,285)	EUR	Euro-OAT	2018年９月	507,762,450	(3,159,260)
(11,741)	EUR	Euro BOBL	2018年９月	1,552,629,840	(7,235,900)
(140)	JPY	Japanese 10 Year Bond (OSE)	2018年９月	163,206,275	169,218
2,568	GBP	90 Day Sterling	2018年12月	354,610,215	71,544
(327)	GBP	Long Gilt	2018年12月	44,592,705	(23,943)
1,493	USD	US Treasury 10 Year Note (CBT)	2018年12月	154,375,478	453,034
1,323	USD	US Treasury 2 Year Note (CBT)	2018年12月	240,235,060	159,872
361	USD	US Ultra 10 Year Note	2018年12月	39,760,450	104,212
252	USD	US Treasury 5 Year Note (CBT)	2018年12月	24,554,384	20,693
135	USD	US Long Bond (CBT)	2018年12月	16,773,923	65,254
52	USD	US Ultra Bond (CBT)	2018年12月	7,148,087	11,869
合計				7,072,314,323	(11,689,468)

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

スワップ　2018年８月31日現在

種類	想定金額	摘要	取引相手	満期日	未実現評価益／（損）（ユーロ）	時価（ユーロ）
CDS	USD 19,886,000	ファンドはGeneral Motors Coに係るデフォルト・プロテクションを受け取り、５％の固定金利を支払う	Citibank	20/12/2020	(595,310)	(1,773,904)
CDS	EUR (53,072,669)	ファンドはITRAXX.FINSR.27.V1に係るデフォルト・プロテクションを提供し、１％の固定金利を受け取る	Citibank	20/6/2022	(424,355)	843,449
CDS	EUR (20,000,000)	ファンドはITRAXX.EUR.24.V1に係るデフォルト・プロテクションを提供し、１％の固定金利を受け取る	Citigroup	20/12/2020	277,971	323,008
CDS	EUR 20,000,000	ファンドはITRAXX.EUR.24.V1に係るデフォルト・プロテクションを受け取り、１％の固定金利を支払う	Deutsche Bank	20/12/2020	(180,394)	(323,008)
CDS	EUR (150,200,000)	ファンドはITRAXX.FINSR.27.V1に係るデフォルト・プロテクションを提供し、１％の固定金利を受け取る	Goldman Sachs	20/6/2022	(756,147)	2,387,031
CDS	EUR 20,000,000	ファンドはITRAXX.XO.29.V1に係るデフォルト・プロテクションを受け取り、５％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	20/6/2023	193,962	(1,732,799)
CDS	EUR (52,980,000)	ファンドはITRAXX.FINSR.27.V1に係るデフォルト・プロテクションを提供し、１％の固定金利を受け取る	JP Morgan	20/6/2022	(425,670)	841,977
CDS	EUR 2,326,000	ファンドはUBS Group AGに係るデフォルト・プロテクションを受け取り、１％の固定金利を支払う	JP Morgan	20/6/2023	(17,596)	(44,751)
CDS	EUR 62,400,000	ファンドはITRAXX.EUR.29.V1に係るデフォルト・プロテクションを受け取り、１％の固定金利を支払う	Merrill Lynch	20/6/2023	423,064	(924,282)
IFS	EUR 28,675,000	ファンドはCPTFEMU + 0bpsに係るデフォルト・プロテクションを提供し、1.5875％の固定金利を受け取る	Citigroup	15/1/2028	(25,396)	(25,396)
IFS	EUR 28,675,000	ファンドはCPTFEMU + 0bpsに係るデフォルト・プロテクションを提供し、1.5875％の固定金利を受け取る	Citigroup	15/1/2028	(25,396)	(25,396)
IFS	EUR 49,159,000	ファンドはCPTFEMU + 0bpsに係るデフォルト・プロテクションを提供し、1.3625％の固定金利を受け取る	Morgan Stanley	15/7/2027	(909,709)	(909,709)
IRS	BRL 10,975,140	ファンドは10.82％の固定金利を受け取り、１日BRL BROISの変動金利を支払う	Bank of America	2/1/2023	(51,205)	(51,205)
IRS	BRL 16,145,113	ファンドは10.04％の固定金利を受け取り、１日BRL BROISの変動金利を支払う	Bank of America	2/1/2025	(342,467)	(342,467)
IRS	BRL 8,426,570	ファンドは10.8％の固定金利を受け取り、１日BRL BROISの変動金利を支払う	Bank of America	2/1/2025	(118,342)	(118,342)
IRS	BRL 4,198,189	ファンドは10.95％の固定金利を受け取り、１日BRL BROISの変動金利を支払う	Bank of America	2/1/2025	(51,878)	(51,878)
IRS	BRL 1,558,605	ファンドは9.855％の固定金利を受け取り、１日BRL BROISの変動金利を支払う	Bank of America	2/1/2025	(36,320)	(36,320)
IRS	USD 412,600,000	ファンドは3.044％の固定金利を受け取り、３ヶ月USD LIBORの変動金利を支払う	Barclays	27/4/2022	902,489	902,489
IRS	JPY 15,393,000,000	ファンドは0.142％の固定金利を受け取り、６ヶ月JPY LIBORの変動金利を支払う	Barclays	19/9/2023	(50,400)	(50,400)
IRS	USD 171,300,000	ファンドは３ヶ月USD LIBORの変動金利を受け取り、3.057％の固定金利を支払う	Barclays	27/4/2025	(1,150,990)	(1,150,990)
IRS	EUR 132,320,000	ファンドは0.84239％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Barclays	25/10/2027	598,484	598,484
IRS	JPY 7,715,000,000	ファンドは６ヶ月JPY LIBORの変動金利を受け取り、0.343％の固定金利を支払う	Barclays	19/9/2028	199,401	199,401

スワップ　2018年８月31日現在（続き）

種類	想定金額	摘要	取引相手	満期日	未実現評価益／（損）（ユーロ）	時価（ユーロ）
IRS	GBP 33,227,000	ファンドは６ヶ月GBP LIBORの変動金利を受け取り、1.827％の固定金利を支払う	Barclays	2/5/2038	(77,942)	(77,942)
IRS	EUR 26,850,000	ファンドは1.4699％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Barclays	4/7/2044	52,361	52,361
IRS	JPY 1,110,000,000	ファンドは６ヶ月JPY LIBORの変動金利を受け取り、0.9125％の固定金利を支払う	Barclays	12/7/2047	172,553	172,553
IRS	JPY 13,344,910,000	ファンドは0.1453％の固定金利を受け取り、６ヶ月JPY LIBORの変動金利を支払う	BNP Paribas	19/9/2023	(26,610)	(26,610)
IRS	JPY 6,760,050,000	ファンドは６ヶ月JPY LIBORの変動金利を受け取り、0.3467％の固定金利を支払う	BNP Paribas	19/9/2028	155,406	155,406
IRS	GBP 16,800,000	ファンドは６ヶ月GBP LIBORの変動金利を受け取り、1.031％の固定金利を支払う	Citigroup	20/12/2021	118,521	118,521
IRS	EUR 70,420,000	ファンドは0.835％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Citigroup	15/8/2027	393,337	393,337
IRS	EUR 31,830,000	ファンドは６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を受け取り、0.955％の固定金利を支払う	Citigroup	15/1/2028	(417,876)	(417,876)
IRS	EUR 31,830,000	ファンドは６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を受け取り、0.955％の固定金利を支払う	Citigroup	15/1/2028	(417,876)	(417,876)
IRS	BRL 6,418,843	ファンドは11.04％の固定金利を受け取り、１日BRL BROISの変動金利を支払う	Credit Suisse	2/1/2023	(19,046)	(19,046)
IRS	NZD 109,020,000	ファンドは３ヶ月NZD BBR FRAの変動金利を受け取り、2.415％の固定金利を支払う	Credit Suisse	20/8/2023	(304,292)	(304,292)
IRS	EUR 1,190,000	ファンドは1.571％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Credit Suisse	4/7/2044	29,424	29,424
IRS	NZD 28,425,250	ファンドは３ヶ月NZD BBR FRAの変動金利を受け取り、3.22％の固定金利を支払う	Deutsche Bank	24/5/2028	(572,177)	(572,177)
IRS	CZK 13,813,140,000	ファンドは1.255％の固定金利を受け取り、３ヶ月CZK Interbankの変動金利を支払う	Goldman Sachs	24/11/2018	(290,872)	(290,872)
IRS	CZK 17,728,800,000	ファンドは1.335％の固定金利を受け取り、３ヶ月CZK Interbankの変動金利を支払う	Goldman Sachs	24/11/2018	(240,589)	(240,589)
IRS	USD 412,590,000	ファンドは3.06339％の固定金利を受け取り、３ヶ月USD LIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	27/4/2022	1,030,128	1,030,128
IRS	JPY 15,416,000,000	ファンドは0.1025％の固定金利を受け取り、６ヶ月JPY LIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	24/7/2023	(231,040)	(231,040)
IRS	JPY 15,416,000,000	ファンドは0.105％の固定金利を受け取り、６ヶ月JPY LIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	24/7/2023	(216,399)	(216,399)
IRS	USD 171,580,000	ファンドは３ヶ月USD LIBORの変動金利を受け取り、3.07789％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	27/4/2025	(1,290,691)	(1,290,691)
IRS	NZD 24,364,500	ファンドは３ヶ月NZD BBR FRAの変動金利を受け取り、3.215％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	18/5/2028	(485,151)	(485,151)
IRS	JPY 7,725,500,000	ファンドは６ヶ月JPY LIBORの変動金利を受け取り、0.2855％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	24/7/2028	477,573	477,573
IRS	JPY 7,725,500,000	ファンドは６ヶ月JPY LIBORの変動金利を受け取り、0.29％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	24/7/2028	451,001	451,001
IRS	EUR 12,230,000	ファンドは1.5826％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	4/7/2042	352,374	352,374
IRS	EUR 5,500,000	ファンドは1.51575％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	4/7/2044	59,907	67,536
IRS	EUR 7,348,781	ファンドは６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を受け取り、1.464％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	23/8/2048	14,207	14,207
IRS	EUR 11,527,500	ファンドは６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を受け取り、1.4645％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	23/8/2048	20,824	20,824
IRS	EUR 5,187,375	ファンドは６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を受け取り、1.466％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	23/8/2048	7,397	7,397
IRS	EUR 11,023,172	ファンドは６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を受け取り、1.459％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	24/8/2048	35,286	35,286
IRS	EUR 11,023,172	ファンドは６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を受け取り、1.4615％の固定金利を支払う	Goldman Sachs	24/8/2048	28,294	28,294

スワップ　2018年８月31日現在（続き）

種類	想定金額	摘要	取引相手	満期日	未実現評価益／（損）（ユーロ）	時価（ユーロ）
IRS	GBP 85,110,000	ファンドは1.376％の固定金利を受け取り、６ヶ月GBP LIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	15/5/2058	(24,460)	(24,460)
IRS	EUR 12,715,188	ファンドは1.4435％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	23/8/2068	(29,618)	(29,618)
IRS	EUR 3,494,250	ファンドは1.446％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	23/8/2068	(4,913)	(4,913)
IRS	EUR 7,425,281	ファンドは1.4385％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	24/8/2068	(30,991)	(30,991)
IRS	EUR 7,425,281	ファンドは1.4405％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Goldman Sachs	24/8/2068	(25,507)	(25,507)
IRS	HUF 20,000,000,000	ファンドは６ヶ月HUF BUBORの変動金利を受け取り、1.485％の固定金利を支払う	HSBC Bank Plc	19/9/2020	(441,187)	(441,187)
IRS	HUF 2,871,700,000	ファンドは2.955％の固定金利を受け取り、６ヶ月HUF BUBORの変動金利を支払う	HSBC Bank Plc	19/9/2028	12,689	12,689
IRS	HUF 2,871,695,000	ファンドは2.99％の固定金利を受け取り、６ヶ月HUF BUBORの変動金利を支払う	HSBC Bank Plc	19/9/2028	39,802	39,802
IRS	ZAR 162,190,000	ファンドは３ヶ月ZAR JIBARの変動金利を受け取り、8.27％の固定金利を支払う	HSBC Bank Plc	19/9/2028	160,984	160,984
IRS	ZAR 124,750,000	ファンドは３ヶ月ZAR JIBARの変動金利を受け取り、8.4945％の固定金利を支払う	JP Morgan	19/9/2028	13,352	13,352
IRS	JPY 2,325,000,000	ファンドは0.158％の固定金利を受け取り、６ヶ月JPY LIBORの変動金利を支払う	Merrill Lynch	19/9/2023	6,818	6,818
IRS	JPY 1,340,000,000	ファンドは６ヶ月JPY LIBORの変動金利を受け取り、0.357％の固定金利を支払う	Merrill Lynch	19/9/2028	20,148	20,148
IRS	EUR 262,616,814	ファンドは６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を受け取り、0.43％の固定金利を支払う	Morgan Stanley	7/10/2022	(3,018,817)	(3,018,817)
IRS	EUR 144,877,350	ファンドは1.047％の固定金利を受け取り、６ヶ月EUR EURIBORの変動金利を支払う	Morgan Stanley	15/2/2027	4,029,596	4,029,596
IRS	NZD 28,425,250	ファンドは３ヶ月NZD BBR FRAの変動金利を受け取り、3.219％の固定金利を支払う	Morgan Stanley	24/5/2028	(570,786)	(570,786)
IRS	USD 5,820,000	ファンドは３ヶ月USD LIBORの変動金利を受け取り、3.00531％の固定金利を支払う	Morgan Stanley	15/11/2043	(68,369)	(68,369)
合計（ユーロ建の基礎となるエクスポージャー－4,650,494,617ユーロ）					(3,689,431)	(2,580,606)

CDS：クレジット・デフォルト・スワップ

IFS：インフレーション・スワップ

IRS：金利スワップ

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

買建オプション　2018年８月31日現在

契約数	コール／プット	摘要	取引相手	行使価格	満期日	未実現評損（ユーロ）	時価（ユーロ）
37,000,000	プット	OTC EUR/USD	Morgan Stanley	EUR 1.1705	29/10/2018	(314,309)	458,140
37,000,000	コール	OTC EUR/USD	Morgan Stanley	EUR 1.1705	29/10/2018	(377,134)	395,315
合計（ユーロ建の基礎となるエクスポージャー－37,090,432ユーロ）						(691,443)	853,455

売建スワップション　2018年８月31日現在

想定金額	摘要	取引相手	満期日	未実現評価益（ユーロ）	時価（ユーロ）
USD (777,557,000)	ファンドは、プット・オプションを売却して金利スワップを締結している。行使された場合、ファンドは24/9/2020より3.4％の固定金利を半年毎に受け取り、24/6/2020より３ヶ月USD BBA LIBORの変動金利を四半期毎に支払う。	JP Morgan	20/3/2020	560,623	(1,826,970)
USD (777,557,000)	ファンドは、コール・オプションを売却して金利スワップを締結している。行使された場合、ファンドは24/6/2020より３ヶ月USD BBA LIBORの変動金利を四半期毎に受け取り、24/9/2020より2.4％の固定金利を半年毎に支払う	JP Morgan	20/3/2020	133,539	(2,254,054)
合計（ユーロ建の基礎となるエクスポージャー－392,633,597ユーロ）				694,162	(4,081,024)

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2019年４月末現在)

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」

Ⅰ　資産総額	310,145,611円
Ⅱ　負債総額	12,250,811円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	297,894,800円
Ⅳ　発行済数量	410,982,909口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.7248円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

２　受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

３　投資者に対する特典

該当事項はありません。

４　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

５　受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

６　受益権の譲渡

①　投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

７　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

８　受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

９　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行なわれた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10　質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

① 資本金　　3,120百万円

② 発行する株式の総数　　36,000株

③ 発行済株式の総数　　15,000株

④ 直近５ヵ年における主な資本金の額の増減

2017年12月７日付で、資本金を2,435百万円から3,120百万円に増額しました。

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

＜株主総会＞

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分の承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行ないます。

＜取締役会＞

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

＜エグゼクティブ委員会他各委員会＞

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行ないます。

ポートフォリオ・マネジャー

・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行ないます。

リスク管理

・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行なうことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

２【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は2019年４月末現在、以下の通りです(親投資信託を除きます。)。

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	79本	1,703,174百万円
	単位型株式投資信託	0本	0百万円
私募投資信託		78本	6,301,167百万円
合計		157本	8,004,341百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自2018年1月1日　至2018年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

３．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年2月28日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田中素子

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中島紀子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1)【貸借対照表】

（単位：百万円）

		第31期 (2017年12月31日現在)	第32期 (2018年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,097	23,891
立替金		11	2
前払費用		171	151
未収入金		3	11
未収委託者報酬		1,585	1,588
未収運用受託報酬		2,642	2,291
未収収益	※2	1,384	1,402
為替予約		0	－
その他流動資産		33	18
流動資産計		24,928	29,359
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※1	946	1,484
器具備品	※1	411	380
有形固定資産計		1,358	1,864
無形固定資産			
ソフトウエア		4	8
のれん		42	－
無形固定資産計		47	8
投資その他の資産			
投資有価証券		3	11
長期差入保証金		1,124	1,119
前払年金費用		588	696
長期前払費用		25	27
繰延税金資産		786	848
投資その他の資産計		2,528	2,702
固定資産計		3,934	4,575
資産合計		28,863	33,935

（単位：百万円）

		第31期 （2017年12月31日現在）	第32期 （2018年12月31日現在）
負債の部			
流動負債			
預り金		119	97
未払金	※２		
未払収益分配金		4	4
未払償還金		74	74
未払手数料		593	515
その他未払金		1,737	1,184
未払費用	※２	1,245	1,039
未払消費税等		150	97
未払法人税等		438	440
為替予約		－	3
前受金		79	78
前受収益		15	－
賞与引当金		1,886	1,939
役員賞与引当金		144	142
早期退職慰労引当金		9	42
流動負債計		6,500	5,661
固定負債			
退職給付引当金		55	60
資産除去債務		262	781
固定負債計		318	842
負債合計		6,818	6,503
純資産の部			
株主資本			
資本金		3,120	3,120
資本剰余金			
資本準備金		3,001	3,001
その他資本剰余金		3,846	3,846
資本剰余金合計		6,847	6,847
利益剰余金			
利益準備金		336	336
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		11,739	17,127
利益剰余金合計		12,076	17,464
株主資本合計		22,044	27,432
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		0	0
評価・換算差額等合計		0	0
純資産合計		22,044	27,431
負債・純資産合計		28,863	33,935

(2)【損益計算書】

（単位：百万円）

		第31期 （自　2017年１月１日 至　2017年12月31日）	第32期 （自　2018年１月１日 至　2018年12月31日）
営業収益			
委託者報酬		5,202	5,639
運用受託報酬	※１	8,890	8,523
その他営業収益	※１	12,257	13,511
営業収益計		26,350	27,674
営業費用			
支払手数料		1,830	1,856
広告宣伝費		208	191
調査費			
調査費		380	363
委託調査費	※１	4,313	4,164
調査費計		4,693	4,528
委託計算費		86	84
営業雑経費			
通信費		50	59
印刷費		62	11
諸会費		32	34
営業雑経費計		145	106
営業費用計		6,964	6,767
一般管理費			
給料			
役員報酬		353	406
給料・手当		3,960	4,213
賞与		2,232	2,359
給料計		6,546	6,979
退職給付費用		287	275
福利厚生費		892	940
事務委託費	※１	2,433	2,568
交際費		69	66
寄付金		2	3
旅費交通費		243	238
租税公課		231	245
不動産賃借料		735	804
水道光熱費		65	72
固定資産減価償却費		262	315
のれん償却額		56	42
資産除去債務利息費用		3	3
諸経費		363	424
一般管理費計		12,194	12,980
営業利益		7,191	7,926

（単位：百万円）

	第31期 （自　2017年１月１日 至　2017年12月31日）	第32期 （自　2018年１月１日 至　2018年12月31日）
営業外収益		
受取利息	0	0
有価証券売却益	0	0
雑益	0	0
営業外収益計	1	1
営業外費用		
為替差損	34	26
営業外費用計	34	26
経常利益	7,158	7,901
特別利益		
特別利益計	－	－
特別損失		
特別退職金	119	84
特別損失計	119	84
税引前当期純利益	7,039	7,817
法人税、住民税及び事業税	2,223	2,491
法人税等調整額	29	△61
当期純利益	4,786	5,387

(3)【株主資本等変動計算書】

第31期　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2017年1月1日残高	2,435	2,316	3,846	6,162	336	6,953	7,290	15,887	0	0	15,887
事業年度中の変動額											
新株の発行	685	685		685				1,370			1,370
当期純利益						4,786	4,786	4,786			4,786
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	685	685	－	685	－	4,786	4,786	6,156	0	0	6,156
2017年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044

第32期　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2018年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	11,739	12,076	22,044	0	0	22,044
事業年度中の変動額											
当期純利益						5,387	5,387	5,387			5,387
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									0	0	0
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	5,387	5,387	5,387	0	0	5,387
2018年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	17,127	17,464	27,432	0	0	27,431

注　記　事　項

［重要な会計方針］

1.　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2.　デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.　固定資産の減価償却方法

(1)　有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

(2)　無形固定資産

自社利用のソフトウエアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれんの償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

4.　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金の計上方法

①　旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

②　確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③　確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3)　賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4)　役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5)　早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労の支払に備えて、早期退職慰労支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5.　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6.　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)　消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)　連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年3月30日）

(1)　概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足したときに又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)　適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)　当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準28号　2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」）という。）が当事業年度の期末から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」860百万円及び「固定負債」の「繰延税金負債」74百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」786百万円に含めて表示しております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
建物附属設備	1,346　百万円	1,525　百万円
器具備品	821　百万円	950　百万円

※２　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
未収収益	508　百万円	554　百万円
未払金	1,713　百万円	1,168　百万円
未払費用	356　百万円	385　百万円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行２行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
当座貸越極度額	1,000　百万円	1,000　百万円
借入実行残高	－	－
差引額	1,000　百万円	1,000　百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2017年 1月 1日 至　2017年12月31日）	当事業年度 （自　2018年 1月 1日 至　2018年12月31日）
その他営業収益	4,670　百万円	5,680　百万円
委託調査費	438　百万円	704　百万円
事務委託費	824　百万円	864　百万円
運用受託報酬	48　百万円	149　百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

1.　　発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	10,158	4,842	－	15,000

2.　　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　　配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

1.　　発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	－	－	15,000

2.　　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3.　　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4.　　配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

投資有価証券は、当社設定の投資信託であり、通常の営業過程において保有しております。

デリバティブについては、外貨建て営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度　（2017年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	19,097	19,097	－
(2)　未収委託者報酬	1,585	1,585	－
(3)　未収運用受託報酬	2,642	2,642	－
(4)　未収収益	1,384	1,384	－
(5)　長期差入保証金	1,124	1,109	△14
資産計	25,834	25,819	△14
(1)　未払手数料	593	593	－
(2)　未払費用	1,245	1,245	－
負債計	1,838	1,838	－

当事業年度　（2018年12月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)　現金・預金	23,891	23,891	－
(2)　未収委託者報酬	1,588	1,588	－
(3)　未収運用受託報酬	2,291	2,291	－
(4)　未収収益	1,402	1,402	－
(5)　長期差入保証金	1,119	1,112	△6
資産計	30,293	30,287	△6
(1)　未払手数料	515	515	－
(2)　未払費用	1,039	1,039	－
負債計	1,554	1,554	－

(注1)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負　債

(1) 未払手数料、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)　金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	19,097	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	1,585	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	2,642	－	－	－
(4)　未収収益	1,384	－	－	－
(5)　長期差入保証金	－	1,051	61	11
合計	24,709	1,051	61	11

当事業年度（2018年12月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
(1)　現金・預金	23,891	－	－	－
(2)　未収委託者報酬	1,588	－	－	－
(3)　未収運用受託報酬	2,291	－	－	－
(4)　未収収益	1,402	－	－	－
(5)　長期差入保証金	－	1,051	56	11
合計	29,174	1,051	56	11

（有価証券関係）

前事業年度　（2017年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	3	3	0
合計		3	3	0

当事業年度　（2018年12月31日）

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	11	12	0
合計		11	12	0

（退職給付関係）

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）
退職給付債務の期首残高	1,745
勤務費用	268
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	△20
退職給付の支払額	△170
退職給付債務の期末残高	1,832

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）
年金資産の期首残高	2,381
期待運用収益	19
数理計算上の差異の発生額	83
事業主からの拠出額	290
退職給付の支払額	△153
年金資産の期末残高	2,621

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	前事業年度 （2017年12月31日）
積立型制度の退職給付債務	1,776
年金資産	△2,621
	△845
非積立型制度の退職給付債務	55
未積立退職給付債務	△789
未認識数理計算上の差異	242
未認識過去勤務費用	13
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△532
退職給付引当金	55
前払年金費用	△588
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△532

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）
勤務費用	268
利息費用	8
期待運用収益	△19
数理計算上の差異の費用処理額	△35
過去勤務費用の処理額	△6
確定給付制度に係る退職給付費用合計	216
特別退職金	119
合計	335

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式22%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 （自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）
割引率	0.4%
長期期待運用収益率	0.9%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、71百万円でありました。

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 （自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）
退職給付債務の期首残高	1,832
勤務費用	269
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	11
退職給付の支払額	△138
過去勤務費用の発生額	△47
退職給付債務の期末残高	1,934

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 （自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）
年金資産の期首残高	2,621
期待運用収益	23
数理計算上の差異の発生額	△113
事業主からの拠出額	303
退職給付の支払額	△138
年金資産の期末残高	2,696

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

	当事業年度 （2018年12月31日）
積立型制度の退職給付債務	1,874
年金資産	△2,696
	△821
非積立型制度の退職給付債務	60
未積立退職給付債務	△761
未認識数理計算上の差異	73
未認識過去勤務費用	52
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△635
退職給付引当金	60
前払年金費用	△696
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△635

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当事業年度 （自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）
勤務費用	269
利息費用	7
期待運用収益	△23
数理計算上の差異の費用処理額	△44
過去勤務費用の処理額	△8
確定給付制度に係る退職給付費用合計	200
特別退職金	84
合計	285

(5)　年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2018年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券77%、株式20%及びその他3%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 （自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、75百万円でありました。

（税効果会計関係）

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （2017年12月31日）	当事業年度 （2018年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	206	167
賞与引当金	537	591
資産除去債務	80	239
資産調整勘定	4	－
未払事業税	74	83
早期退職慰労引当金	2	13
退職給付引当金	17	18
有形固定資産	4	3
その他	44	96
繰延税金資産合計	973	1,213
繰延税金負債		
退職給付引当金	△180	△213
資産除去債務に対応する除去費用	△6	△152
繰延税金負債合計	△186	△365
繰延税金資産の純額	786	848

（注）　前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

（単位：百万円）

	前事業年度 （2017年12月31日）	当事業年度 （2018年12月31日）
固定資産－繰延税金資産	786	848

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 （2017年12月31日）	当事業年度 （2018年12月31日）
法定実効税率	30.9　％	30.9　％
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1	1.0
損金不算入ののれん償却額	0.2	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2	0.1
所得拡大促進税制による税額控除	△1.8	△1.9
その他	0.4	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0　％	31.1　％

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.　当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間約5年と見積り、割引率は0.16%～0.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が、固定資産の取得時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積もりの変更による増加額を0.16%で割り引き、資産除去債務残高が440百万円増加しております。

3.　当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）	当事業年度 （自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）
期首残高	258	262
有形固定資産の取得に伴う増加額	－	75
見積りの変更による増加額	－	440
時の経過による調整額	3	3
資産除去債務の履行による減少額	－	－
期末残高	262	781

（デリバティブ取引関係）

前事業年度　(2017年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連　（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	うち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	69	－	0	0
合計		69	－	0	0

（注）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度　(2018年12月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連　（単位：百万円）

区分	種類	契約額等	うち１年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	164	－	△3	△3
合計		164	－	△3	△3

（注）時価の算定方法　先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,202	8,890	12,257	26,350

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,186	10,831	2,332	26,350

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	4,719	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,512	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度 （自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

1.　セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.　関連情報

(1)　製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,639	8,523	13,511	27,674

(2)　地域ごとの情報

①　売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
13,237	11,293	3,143	27,674

（注）　売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)　主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	5,830	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	3,458	投資運用業

3.　報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.　報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5.　報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1.　関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)　財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	14,286百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	48	未収収益	508
							受入手数料	4,670		
							委託調査費	438	未払費用	356
							事務委託費	824	その他未払金	67
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	営業外収益	0	その他未払金	1,645

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国ニューヨーク州	73百万米ドル	投資顧問業	(被所有)間接100	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬	149	未収収益	554
							受入手数料	5,680		
							委託調査費	704	未払費用	385
							事務委託費	864	その他未払金	165
親会社	ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	日本東京都	1万円	持株会社	(被所有)直接100	株式の保有等	営業外収益	－	その他未払金	1,002

(2)　財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

該当事項はありません。

(3)　財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度　（自　2017年1月1日　至　2017年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	3,512	未収収益	296
							委託調査費	77	未払費用	17
							事務委託費	10		
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国デラウェア州	314百万米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	363	未収収益	28
							委託調査費	1,427	未払費用	129
							事務委託費	119	その他未払金	1

当事業年度　（自　2018年1月1日　至　2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国カリフォルニア州	1,000米ドル	投資顧問業	なし	投資顧問契約の再委任等	受入手数料	3,458	未収収益	330
							委託調査費	37	未払費用	4
							事務委託費	8		

（注）　1．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

(3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。

(4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2.　親会社に関する注記

(1)　親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

（１株当たり情報）

項目	前事業年度（自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）	当事業年度（自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）
１株当たり純資産額	1,469,634　円　10　銭	1,828,761　円　92　銭
１株当たり当期純利益金額	456,306　円　62　銭	359,180　円　40　銭

（注）　1．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度（自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日）	当事業年度（自 2018年 1月 1日 至 2018年12月31日）
当期純利益　（百万円）	4,786	5,387
普通株主に帰属しない金額　（百万円）	－	－
普通株式に係る当期純利益　（百万円）	4,786	5,387
普通株式の期中平均株式数　（株）	10,490	15,000

独立監査人の監査報告書は、当事業年度（自　2018年1月1日　至2018年12月31日）を対象としております。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

(5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

５【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年９月18日	証券業登録に伴う商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年９月30日	商号変更（「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行ないました。
2007年９月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行ないました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行ないました。
2008年７月１日	グループ会社の１つであるバークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年７月１日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行ないました。
2009年６月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行ないました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行ないました。
2011年４月１日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行ないました。
2013年10月５日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行ないました。
2014年12月１日	決算期を３月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行ないました。

追加型証券投資信託

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

約　　款

ブラックロック・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託　ブラックロック拡大欧州株式ファンド

― 運用の基本方針 ―

約款第24条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

主として新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国の株式に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。副次的な投資対象として、海外の短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。投資信託証券には、国内投資信託または外国投資信託の受益証券、投資証券または外国投資証券が含まれます。

（２）投資態度

① 主として、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国（以下「新興ヨーロッパ諸国等」といいます。）の株式（同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。）を主要な投資対象とし、ブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資します。副次的な投資対象として、海外の短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。投資対象とする投資信託証券は別に定めるものとします。

② 各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、新興ヨーロッパ諸国等の株式を主要な投資対象とする投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

③ 別に定める投資信託証券は、委託者の判断により、変更することがあります。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

（３）投資制限

① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④ 約款および定款等においてファンド･オブ･ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の50％以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。

３．収益分配方針

年２回の毎決算時（４月１日および10月１日。休業日の場合は翌営業日）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行います。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託　ブラックロック拡大欧州株式ファンド
約　款

[信託の種類、委託者および受託者]

第１条　この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック･ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

[信託事務の委託]

第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額]

第３条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　追加信託が行われたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第１項から第２項、第47条第１項、第48条第１項および第50条第２項による信託契約終了の日までとします。

[受益権の取得申込みの勧誘の種類]

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

[当初の受益者]

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

第８条　委託者は、第３条に規定する信託によって生じた受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を原則として法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算に

ついては、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第11条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④　委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の２に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第12条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の売却単位および売却価額]

第13条　委託者の指定する販売会社は、第８条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、取得申込受付日がルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、受益権の取得申込の受付は行ないません。ただし、第42条第２項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。

④　受益権の売却価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第５項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の売却価額は、１口につき１円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は基準価額（ただし、信託契約締結日前の取得申込みの場合には、１口につき１円とします。）の３％を上限とし、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。

⑥　前２項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の売却価額は、原則として第37条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　第１項および第３項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。

第14条　（削除）

［受益権の譲渡に係る記載または記録］

第15条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

［受益権の譲渡の対抗要件］

第16条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条　（削除）

第18条　（削除）

第19条　（削除）

第20条　（削除）

［投資の対象とする資産の種類］

第21条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

ｲ.　有価証券

ﾛ.　金銭債権

ﾊ.　約束手形（手形割引市場において売買される手形に限ります。）

［運用の指図範囲等］

第22条　委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引

法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
4. 短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第１項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第２条第８項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の４第１項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の２第１項に規定する短期農林債をいいます。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第１号から第４号の証券および第６号の証券および証書のうち第１号から第４号の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債（第４号、第６号の証券および証書のうち第４号の性質を有するものを除く）にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

[受託者の自己または利害関係人等との取引]

第23条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第28条において同じ。）、第28条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第１項および第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第26条、第27条および第32条から第34条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

[運用の基本方針]

第24条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第25条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[公社債の借入れ]

第26条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を

行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[外国為替予約の指図および範囲]

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

[信託業務の委託等]

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第29条 （削除）

[混蔵寄託]

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

［有価証券売却等の指図］

第32条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

［再投資の指図］

第33条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、その他の収入金を再投資することの指図ができます。

［資金の借入れ］

第34条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

［損益の帰属］

第35条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

［受託者による資金の立替え］

第36条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

［信託の計算期間］

第37条　この信託の計算期間は、毎年４月２日から10月１日および10月２日から翌年４月１日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は、平成18年４月20日から平成18年10月２日までとし、第２計算期間の開始日は平成18年10月３日とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

［信託財産に関する報告］

第38条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

［信託事務の諸経費および諸費用］

第39条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以

下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤ 前２項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

［信託報酬等の総額］

第40条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の200の率を乗じて得た額とします。

② 前項の報酬額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

［収益の分配方式］

第41条　信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額をを控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

［収益分配金、償還金および一部解約金の支払い］

第42条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第44条に規定する時効前の収益分

配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

［収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責］

第43条 受託者は、収益分配金については第42条第１項に規定する支払開始日および第２項に規定する交付開始前までに、償還金については第42条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

［収益分配金および償還金の時効］

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第42条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

［信託の一部解約］

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。

② 前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日がルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行

なわれます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤　委託者が第３項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。

⑥　平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑦　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑧　前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第４項の規定に準じて計算された価額とします。

［質権口記載又は記録の受益権の取り扱い］

第45条の２　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

［信託契約の解約］

第46条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項および第２項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第４項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第４項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

［信託契約に関する監督官庁の命令］

第47条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

［委託者の登録取消等に伴う取扱い］

第48条　委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

［委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い］

第49条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

［受託者の辞任および解任に伴う取扱い］

第50条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

［信託約款の変更］

第51条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

［反対者の買取請求権］

第52条　第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第４項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

［公告］

第53条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

［運用報告書に記載すべき事項の提供］

第53条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者の運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

［信託約款に関する疑義の取扱い］

第54条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）

第１条　第42条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第２条　平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成18年４月20日

委託者　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者　大阪府大阪市中央区備後町二丁目２番１号
株式会社りそな銀行

付表

1．約款第22条第１項に規定する「別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券および投資証券または外国投資証券」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグ籍証券投資法人（ユーロ建）	ブラックロック・グローバル・ファンズ　エマージング・ヨーロッパ・ファンド　クラスＪ投資証券
ルクセンブルグ籍証券投資法人（ユーロ建）	ブラックロック・グローバル・ファンズ　ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド　クラスＡ投資証券